

官報 号外

昭和三十八年十二月十八日

第四十五回 参議院會議録第五号

昭和三十八年十二月十八日(水曜日)

午前十時三十九分開議

議事日程 第七号

昭和三十八年十二月十八日

午前十時開議

- 第一 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 生活環境施設整備緊急措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 高知地方方法務局吾川出張所存置に関する請願
- 第八 天然ガス資源開発五箇年計画の推進に関する請願
- 第九 未開発地域経済開発促進に関する請願

第一〇 国立小諸療養所の医療業務監査並びに医局改善強化に関する請願

第一一 国立療養所の給食費純材料費引上げに関する請願

第一二 国立療養所の入所料二割引制廃止等反対に関する請願

第一三 国立療養所の暖房設備完備に関する請願

第一四 失業対策事業従事者の希望退職者に対する一時金支給並びに貸金引き上げに関する請願(二件)

第一五 じん肺法等改正に関する請願

第一六 結核による重度身体障害者の福祉対策に関する請願

第一七 結核対策の充実に関する請願(三件)

第一八 結核療養生活の保障並びに社会保障施策の充実強化に関する請願

第一九 三害(か、は、ね、ねずみ)追放に関する請願

第二〇 社会福祉関係予算確保に関する請願(八件)

第二一 業務外せき損傷患者援護に関する請願

第二二 身体障害者福祉に関する請願

第二三 市町村社会福祉協議会に福祉活動普及員設置に関する請願

第二四 陸中海岸国立公園地域を拡張し三陸沿岸一帯の追加指定に関する請願

第二五 原子力関係災害救助法成立促進に関する請願

第二六 新潟県塩沢町大字中地内一級国道十七号舗装工事施行に関する請願

第二七 一級国道四十五号線等の整備促進に関する請願

第二八 バナナボート(バナナ輸送専用船)の建造を政府の計画造船に繰入れ促進に関する請願(三件)

第二九 三陸沿岸縦貫鉄道の早期完成に関する請願

第三〇 漁業に関する海難救助改善の請願

第三一 漁業災害補償制度の早期確立に関する請願(四件)

第三二 漁業災害補償法の早期成立に関する請願

第三三 農林年金(農林漁業団体職員共済組合)法改正に関する請願

第三四 国有林解放に関する請願

第三五 乳備安定対策確立に関する請願

第三六 漁港の整備促進等に関する請願

第三七 バナナ加工室の防災措置に関する請願

第三八 バナナ室の防災措置に関する請願の実施促進に関する請願

第三九 大衆に関する料理飲食等消費税減免に関する請願

第四〇 固定資産評価改定の適正化に関する請願

第四一 引揚者の在外私有財産補償に関する請願(二件)

第四二 租税特別措置法施行令に基づく固定資産の耐用年数等に関する省令別表第二の「設備の種類」に関する請願

第四三 輸入生鮮果実類の簡易通関制度適用に関する請願(二件)

第四四 学童の栄養改善に関する請願

第四五 国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願

第四六 公立学校建物の施設基準の改善等に関する請願(二件)

第四七 国内産牛乳による学校給食制度の法制化等に関する請願

第四八 産業教育実習施設・設備の整備に関する請願

○本日の会議に付した案件

一、新議員の紹介

一、日本銀行政策委員会委員の任命に関する件

一、日程第一 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

一、日程第二 砂糖消費税法の一部を改正する法律案

一、日程第三 生活環境施設整備緊急措置法案

一、日程第四 昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案

一、日程第五 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案

一、日程第六 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

一、日程第七の請願

一、日程第八及び第九の請願

一、日程第十乃至第二十四の請願

一、日程第二十五の請願

一、日程第二十六及び第二十七の請願

一、日程第二十八乃至第三十の請願

一、日程第三十一乃至第三十六の請願

一、日程第三十七乃至第四十の請願

一、日程第四十一乃至第四十三の請願

一、日程第四十四乃至第四十八の請願

一、昭和三十八年度一般会計補正予算(第二号)

一、昭和三十八年度特別会計補正予算(第二号)

一、昭和三十八年度政府関係機関補正予算(機第二号)

一、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年十二月十八日 参議院會議録第五号 議長の報告

- 一、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願外三十六件の請願
- 一、三井三池炭じん爆発事故の責任追求及び人命保全に関する請願
- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 一、国会職員法の一部を改正する法律案
- 一、委員会の審査を閉会中も継続するの件

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員 栗原 祐幸君
- 同 宮澤 喜一君
- 大蔵委員 太田 正孝君
- 文教委員 齋藤 昇君
- 予算委員 木内 四郎君
- 懲罰委員 堀見 俊二君
- 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- 内閣委員 太田 正孝君
- 同 齋藤 昇君
- 大蔵委員 栗原 祐幸君
- 文教委員 宮澤 喜一君
- 予算委員 堀見 俊二君
- 懲罰委員 増原 恵吉君
- 同日予算委員会において当選した理事は左の通りである。
- 理事 齋藤 昇君(川上為治君の補欠)

- 理事 村山 道雄君(米田正文君の補欠)
- 理事 市川 房枝君(高瀬狂太郎君の補欠)
- 理事 高山 恒雄君(天田勝正君の補欠)
- 同日内閣から左の報告書を受領した。
- 昭和三十一年度第一・四半期における予算使用状況報告書
- 同日内閣総理大臣から議長宛、去る十日議長承認のうち左の者を第四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
- 内閣官房内閣審議室長兼内閣審議室長 松永 勇君
- 内閣法制局長 高辻 正巳君
- 内閣法制局第一部長 山内 一夫君
- 内閣法制局第二部長 真田 秀夫君
- 内閣法制局第三部長 吉國 一郎君
- 内閣法制局第四部長 関 道雄君
- 人事官 神田 五雄君
- 同 佐藤 正典君
- 人事院事務総局給与局長 瀧本 忠男君
- 内閣総務大臣官房公務員制度調査室長 阿田 勝二君
- 總理府特別地域連絡局長 大竹 民勝君
- 公正取引委員会委員長 渡邊喜久造君
- 警察庁長官 江口 俊男君
- 官官房長 浜中 英二君
- 警察庁刑官官房長 日原 正雄君
- 警察庁警備局長 後藤田正晴君

- 首都圏整備委員会事務局長 谷藤 正三君
- 宮内庁次長 瓜生 順良君
- 北海道開発庁総務監理官 小島要太郎君
- 防衛庁長官官官房長 三輪 良雄君
- 防衛庁防衛局長 海原 治君
- 防衛庁人事局長 小幡 久男君
- 防衛庁経理局長 上田 克郎君
- 防衛庁参事官 麻生 茂君
- 防衛施設庁長官官官房長 小野 裕君
- 防衛施設庁長官官官房長 村上孝太郎君
- 経済企画庁長官官官房長 高島 節男君
- 調整局長 高島 節男君
- 経済企画庁総合計画局長 向坂 正男君
- 科学技術庁長官官官房長 江上 龍彦君
- 科学技術庁原子力局長 島村 武久君
- 法務大臣官房司法法制調査部長 津田 實君
- 法務省刑事局長 竹内 壽平君
- 法務省刑務局長 高野 藤吉君
- 外務大臣官官房長 後宮 虎郎君
- 外務省アジア局長 竹内 春海君
- 外務省アメリカ局長 中山 賀博君
- 外務省経済局長 中川 融君
- 外務省条約局長 谷村 裕君
- 大蔵大臣官官房長 佐藤 一郎君
- 大蔵省主計局長 中尾 博之君
- 大蔵省主計局次長 澄田 智君
- 同 相澤 英之君
- 大蔵省主計局法規課長 平井 勉郎君
- 大蔵省主計局給与課長 泉 美之松君
- 大蔵省関税局長 佐々木庸一君

- 大蔵省理財局長 吉岡 英一君
- 大蔵省銀行局長 高橋 俊樹君
- 大蔵省為替局長 渡邊 誠君
- 国税庁長官官官房長 木村 秀弘君
- 文部大臣官官房長 蒲生 芳郎君
- 文部省初等中等教育局長 福田 繁君
- 厚生大臣官官房長 熊崎 正夫君
- 厚生省環境衛生局長 館林 宣夫君
- 厚生省医務局長 尾崎 嘉徳君
- 厚生省社会局長 大山 正君
- 農林大臣官官房長 中西 一郎君
- 農林省農林経済局長 松岡 亮君
- 農林省農地局長 丹羽雅次郎君
- 農林省園芸局長 酒折 武弘君
- 食糧庁長官官官房長 斎藤 誠君
- 林野庁長官官官房長 田中 重五君
- 水産庁長官官官房長 庄野五一郎君
- 通商産業大臣官官房長 川出 千速君
- 通商産業省企業局長 島田 喜仁君
- 通商産業省石炭局長 新井 真一君
- 通商産業省山保安局長 田原 正邦君
- 中小企業庁長官官官房長 中野 正一君
- 運輸大臣官官房長 今井 榮文君
- 運輸省鉄道監督局長 廣瀬 眞一君
- 郵政大臣官官房長 武田 功君
- 電気通信監理官 野口 謙也君
- 郵政省人事局長 増森 孝君
- 労働大臣官官房長 和田 勝美君
- 労働省労務局長 三治 重信君
- 労働省労働基準局長 村上 茂利君
- 労働省職業安定局長 有馬 元治君

- 労働省職業訓練局長 松永 正男君
- 建設大臣官官房長 平井 學君
- 自治大臣官官房長 松島 五郎君
- 自治省行政局長 佐久間 彊君
- 自治省選挙局長 長野 士郎君
- 自治省財政局長 柴田 禮君
- 自治省税務局長 細郷 道一君
- 自治省防務局長 松村 清之君
- 同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
- 内閣委員 齋藤 昇君
- 文教委員 宮澤 喜一君
- 決算委員 杉山善太郎君
- 議院運営委員 鶴岡 哲夫君
- 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
- 内閣委員 宮澤 喜一君
- 文教委員 齋藤 昇君
- 決算委員 鶴岡 哲夫君
- 議院運営委員 杉山善太郎君
- 同日委員会において当選した理事は左の通りである。
- 文教委員会 理事 北島 教真君(齋藤昇君の補欠)
- 通信委員会 理事 寺尾 豊君(寺尾豊君の補欠)
- 同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。
- 電源開発促進法の一部を改正する法律案(小笠公昭君外六名提出)
- 去る十三日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
- 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

文教委員会に付託

生活環境施設整備緊急措置法案

社会労働委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

砂糖消費税法を廃止する法律案(有馬輝武君外八名提出)

大蔵委員会に付託

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(村山喜一君外八名提出)

文教委員会に付託

同日議長は、左の調査承認要求を承認した。

調査承認要求書
一、事件の名称 予算の執行状況に関する調査
一、目的 予算の執行状況について調査し、今後における予算審査に資する。

一、方法 関係者から説明を聴取し、且つ資料の提出を求め、必要に応じて実地調査を行なう。
一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
昭和三十一年十二月十一日
予算委員長 太田 正孝
参議院議長重宗雄三殿
調査承認要求書

一、事件の名称 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
一、目的 一般会計、特別会計及び政府関係機関の経理並びに国有財産の管理等に関し、特に必要と認められる事項の調査を行なうこと

もに、全般的検討を遂げ、決算の審査に資し、ひいては国費の効率的な使用に寄与する。
一、方法 関係官庁及び政府関係機関の当事者等から説明を聴取し、資料を収集し、また必要に応じ実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。
昭和三十一年十二月十一日
予算委員長 太田 正孝
参議院議長重宗雄三殿
調査承認要求書

められる事項の調査を行なうこと

もに、全般的検討を遂げ、決算の審査に資し、ひいては国費の効率的な使用に寄与する。

一、方法 関係官庁及び政府関係機関の当事者等から説明を聴取し、資料を収集し、また必要に応じ実地調査を行なう。

一、期間 今期国会開会中

右本委員会の決議を経て、参議院規則第七十四条の三により要求する。

昭和三十一年十二月十一日
決算委員長 横川 正市
参議院議長重宗雄三殿

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員瀨谷英行君提出地方自治法における争訟に関する質問に対する答弁書

去る十四日内閣総理大臣から、左の通り補欠選挙に当選した旨の通知書を受領した。

東京府選出(十二月十二日当選)
植木光教君(永末英一君の補欠)

同日議員久保等君外二名から委員会審査省路の要求書を付して左の議案が提出された。
公共料金の一年間引上げ停止に関する決議案
同日議員林虎雄君外二名から委員会審査省路の要求書を付して左の議案が提出された。

新方式による固定資産評価が中止に関する決議案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法のの一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
内閣委員会に付託

昭和三十一年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案
地方行政委員会に付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
法務委員会に付託

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案
大蔵委員会に付託

生活環境施設整備緊急措置法案
社会労働委員会に付託

昭和三十一年度一般会計補正予算(第二号)
昭和三十一年度特別会計補正予算(特第二号)
昭和三十一年度政府関係機関補正予算(機第二号)

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案

が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

甘味資源特別措置法案
沖繩産糖の政府買入れに関する特別措置法案

一昨十六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

大蔵委員 鈴木 市藏君
加瀬 完君
大倉 精一君
須藤 五郎君
基 政七君
須藤 五郎君
鶴岡 哲夫君
鈴木 市藏君
杉山善太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 須藤 五郎君
大倉 精一君
加瀬 完君
鈴木 市藏君
田畑 金光君
鈴木 市藏君
杉山善太郎君
須藤 五郎君
鶴岡 哲夫君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 米田 勲君
同日委員長から左の報告書が提出された。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案可決報告書

生活環境施設整備緊急措置法案可決報告書

昭和三十一年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案可決報告書

砂糖消費税法の一部を改正する法律案可決報告書

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案可決報告書

社会労働委員 小平 芳平君
農林水産委員 牛田 寛君
通信委員 鈴木 市藏君
議院運営委員 温水 三郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 鈴木 市藏君
加瀬 完君
大倉 精一君
須藤 五郎君
基 政七君
須藤 五郎君
鶴岡 哲夫君
鈴木 市藏君
杉山善太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 須藤 五郎君
大倉 精一君
加瀬 完君
鈴木 市藏君
田畑 金光君
鈴木 市藏君
杉山善太郎君
須藤 五郎君
鶴岡 哲夫君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 米田 勲君
同日委員長から左の報告書が提出された。

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案可決報告書

生活環境施設整備緊急措置法案可決報告書

昭和三十一年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案可決報告書

砂糖消費税法の一部を改正する法律案可決報告書

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案可決報告書

社会労働委員 小平 芳平君
農林水産委員 牛田 寛君
通信委員 鈴木 市藏君
議院運営委員 温水 三郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 鈴木 市藏君
加瀬 完君
大倉 精一君
須藤 五郎君
基 政七君
須藤 五郎君
鶴岡 哲夫君
鈴木 市藏君
杉山善太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 須藤 五郎君
大倉 精一君
加瀬 完君
鈴木 市藏君
田畑 金光君
鈴木 市藏君
杉山善太郎君
須藤 五郎君
鶴岡 哲夫君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

災害対策特別委員 米田 勲君
同日委員長から左の報告書が提出された。

国会法第四十二(条第三項の規定)によるもの
熊谷太三郎君
温水 三郎君
坪山 徳弥君
上林 忠次君
鈴木 市藏君
牛田 寛君
小平 芳平君
須藤 五郎君
野村吉三郎君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。
災害対策特別委員 米田 勲君
同日委員長から左の報告書が提出された。
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案可決報告書
生活環境施設整備緊急措置法案可決報告書
昭和三十一年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案可決報告書
砂糖消費税法の一部を改正する法律案可決報告書
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案可決報告書

昭和三十三年十二月十八日 参議院會議録第五号

會議 新議員の紹介 議事日程追加の件 日本銀行政策委員会委員の任命に關する件 農業共済再保険特別会計の歳入

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に關する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案可決報告書
地方行政委員会請願審査報告書第一号

法務委員会請願審査報告書第一号
大蔵委員会請願審査報告書第一号
文教委員会請願審査報告書第一号
社会労働委員会請願審査報告書第一号
農林水産委員会請願審査報告書第一号

商工委員会請願審査報告書第一号
運輸委員会請願審査報告書第一号
建設委員会請願審査報告書第一号
科学技術振興対策特別委員会請願審査報告書第一号

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命致したので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

十二月二十二日任
期満了による再任

議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。

この際、新たに議席に着かれました議員を御紹介いたします。
議長第四番、地方選出議員、京都府選出、植木光教君。
〔植木光教君起立、拍手〕

議長(重宗雄三君) 議長は、本院規則第三十条により、植木光教君を法務委員に指名いたします。

議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、
日本銀行政策委員会委員の任命に關する件を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
内閣から、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定により、大久保太三郎君を日本銀政対策委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。
本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

議長(重宗雄三君) 議員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて同意することに決しました。

議長(重宗雄三君) 日程第一、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案。
日程第二、砂糖消費税法の一部を改正する法律案。(いずれも内閣提出、衆議院送付)。

以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長新谷寅三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年十二月十四日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三郎

農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案
農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律

政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足をうめるため、昭和三十三年年度において、一般会計から、八十八億一千万円を限り、この会計の農業勘定に繰り入れることができる。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)第六条第二項の規定により同会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
砂糖消費税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十三年十二月十四日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三郎

砂糖消費税法の一部を改正する法律案
砂糖消費税法の一部を改正する法律

砂糖消費税法(昭和三十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
第九条の三第一項第一号中「五円」を「二円」に、「七円」を「三元」に、「二十一円」を「十六円」に、「二十七円五十銭」を「二十四円五十銭」に、「三十三円五十銭」を「二十五円五十銭」に改め、同項第二号中「五円」を「三元五十銭」に、「十一円五十銭」を「八円五十銭」に改め、同項第三号中「三元」を「二元」に、「十六円」を「十二円」に改める。

第二十条第二項中「四円」を「二元五十銭」に、「十二円五十銭」を「九円五十銭」に改める。
第二十二条第二項中「二十一円」を「十六円」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

この法律の施行前に課した、又は課すべきであった砂糖消費税については、なお従前の例による。
この法律の施行前に、砂糖消費税法第五条第二項ただし書の承認を受けて砂糖類を原料として製造した物品について、この法律の施行後に砂糖消費税法第二十三条第二項の規定が適用されることとなつた場合において、当該物品に係る砂糖類について徴収すべき砂糖消費税の税率については、なお従前の例による。

この法律の施行前に、砂糖消費税法第十五条の二第一項又は第十六条の二第一項の承認を受けて保税地域から引き取られた砂糖類について、この法律の施行後に砂糖消費税法第十五条の二第七項(同法第十六条の二第三項において準用する場合を含む)の規定が適用されることとなつた場合において、当該砂糖類について徴収すべき砂糖消費税の税率については、なお従前の例による。

この法律の施行前に、砂糖消費税法第十八条の二第一項の承認を受けて同法第十八条第一項第三号に掲げる物品の原料として消費した砂糖類について、この法律の施行後に砂糖消費税法第十八条の二第五項又は第八項の規定が適用されることとなつた場合において、当該砂糖類について徴収すべき砂糖消費税の税率については、なお従前の例による。

砂糖類の製造者が、砂糖消費税法第二十条第二項の承認を受けて、課税済みの砂糖類でこの法律の施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十三年十二月十八日 参議院會議録第五号 農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案外一件

行前に砂糖類の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られたもの(この法律の施行後に砂糖消費税法第二十一条第一項又は第二項の規定の適用を受けたものを除く。以下「旧税率適用砂糖類」といふ。)を原料として製造した第三種甲類の砂糖を、この法律の施行後にその製造場から移出するときは、砂糖消費税法第二十条第二項の規定にかかわらず、当該砂糖に係る砂糖消費税を免除するほか、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月分の同法第十条第一項の規定による申告書(同項に規定する期限内に提出するものに限る。以下附則第八項において同じ。)に記載した同条第一項第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額から当該砂糖一キログラムにつき四円の割合で計算した砂糖消費税額に相当する金額を控除する。

7 砂糖類の製造者が、砂糖消費税法第二十条第二項の承認を受けて、旧税率適用砂糖類を原料として製造した第三種乙類の砂糖を、この法律の施行後にその製造場から移出するときは、当該移出に係る砂糖消費税の税率は、砂糖消費税法第二十条第二項の規定にかかわらず、一キログラムにつき四円五十銭とする。

8 砂糖類の製造者が、この法律の施行前に砂糖消費税法第二十条第二項の規定の適用を受けて移出された砂糖で、砂糖類の製造場にもどし入れ、又は移入されたもの(種別の異なる砂糖となつたものを除く。)を、この法律の施行後にその製造場からさらに移出するときは、砂糖消費税法第二十一条第四項の規定の適用するほか、政令で定めるところにより、その者が当該移出の日の属する月分の同法第十条第一項の規定による申告書に記載した同項第四号に掲げる砂糖消費税額の合計額から、当該砂糖のうち、第三種甲類の砂糖については一キログラムにつき七円、第三種乙類の砂糖については一キログラムにつき八円の割合で計算した砂糖消費税額に相当する金額を控除する。

9 砂糖消費税法第二十一条第三項及び第八項の規定は、附則第六項及び前項の場合について準用する。

10 砂糖消費税法第十八条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる物品の製造者が、同法第二十二條第一項の承認を受けて、旧税率適用砂糖類を原料として、この法律の施行後に当該物品を製造した場合に、その者に対して同項の規定により還付する金額は、同項の規定にかかわらず、その原料として消費した砂糖類につき、砂糖消費税法第二条に規定する砂糖類の区分に応じ、改正前の砂糖消費税法第九条の三に規定する税率により算出した砂糖消費税額に相当する金額とする。

11 旧税率適用砂糖類を原料として製造した砂糖消費税法第十八条第一項第三号に掲げる物品を、この法律の施行後に輸出した者に対して砂糖消費税法第二十二條第二項

項の規定により還付する金額は、同項の規定にかかわらず、当該物品に含まれているしよ糖の重量に応じ、一キログラムにつき二十一円の割合で計算した金額とする。

12 この法律の施行前に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百二十二号。以下「関税法等の特例法」といふ。)第七条(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百四十九号。以下「所得税法等の特例法」といふ。))第四条において準用する場合を含む。)の規定により砂糖消費税の免除を受けた砂糖類について、この法律の施行後に関税法等の特例法第八条(所得税法等の特例法第四条において準用する場合を含む。)の規定が適用されることとなつた場合及びこの法律の施行前に、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五条第一項又は第七条第一項の規定により砂糖消費税の免除を受けた砂糖類について、この法律の施行後に輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第五条第三項又は第七条第三項の規定が適用されることとなつた場合において、これらの砂糖類について追徴し、又は徴収すべき砂糖消費税の税率については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により従前の例によることとされる砂糖消費税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕

○新谷寅三郎君 ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案について申し上げます。

本年の四月から六月にかけての長雨等により、麦の被害が異常に発生したため、農業共済再保険特別会計の農業勘定の再保険金の支払いが増加し、多額の財源不足を生ずることが見込まれますので、本案は、その不足を埋めるため、昭和三十三年年度において、一般会計から八十八億一千万円を限り、この特別会計の農業勘定に繰り入れができることにしようとするものであります。なお、この繰り入れ金については、後日、農業勘定に決算上の剰余が生じた場合に、再保険金支払い基金勘定に繰り入れるべき金額を控除した残余から、一般会計に繰り戻すことになつております。

委員会におきましては、「池田首相は農業等に革命的施策を講ずると言っているが、農家の所得を補償するため農業災害補償制度について具体的な改善策があるか。」「果樹等の成長農産

物を制度の対象とすることについての検討はいかになされているか。」「損害の査定等を見ても、通常の保険の觀念では得ない制度であり、基本的に再検討すべきではないか。」「農家が申告する被害額さえ明確にされず、一般会計からの繰り入れ額を決定するのは不合理ではないか」等の諸点については質疑がなされましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終わりに、討論に入りました。別、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもって原案とお可決すべきものと決定いたしました。

次に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の国際糖價の高騰に伴い、国内糖價も相当な値上りを示しております。実情にかんがみまして、これが消費者の家計に及ぼす影響をできるだけ緩和する見地から、精製糖について一キログラム当たり五円、黒糖及び再製糖についてそれぞれ四円引き下げ、その他の砂糖類についてもこれに準じて砂糖消費税の引き下げを行なうとするものであります。

委員会におきましては、「わが国の糖價が諸外国に比して一番高くなつてきている原因は、税負担の過重のためであるから、今後全廢の方向に努力すべきではないか。」「昨年来の著しい高騰にもかかわらず、わずか五円程度の引き下げでは、物價を抑制する実効が見られないのではないか。」「第四十三回国会には、関税、砂糖消費税をあわせて引き下げる案を提出したのに、今国会では砂糖消費税だけの引き下げ措置を講じている理由、また甘味資源特別措

昭和三十三年十二月十八日 参議院會議録第五号 生活環境施設整備緊急措置法案

置法案等がおくられて提出されるに至つた理由は何か等について質疑がなされ、会議録によつて御承知願います。質疑を終り、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して柴谷委員より反対、公明会を代表して渋谷委員より賛成、民主社会党を代表して天田委員より反対、第二院クラブの大竹委員より賛成、日本共産党を代表して須藤委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

かくて討論を終わり、採決の結果、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これにより採決をいたします。まず、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に關する法律案全部を問題に供します。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本家は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本家は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、生活環境施設整備緊急措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長鈴木強君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

生活環境施設整備緊急措置法案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十二月十四日

衆議院議長 船田 中 参議院議長 重宗雄三殿

生活環境施設整備緊急措置法案 生活環境施設整備緊急措置法

(目的)

第一条 この法律は、生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善と公衆衛生の向上とに寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 生活環境施設 次に掲げる施設をいう。

イ 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道及び同条第四号に規定する都市下水道

ロ 清掃法(昭和二十九年法律

第七十二号)第四条に規定する特別清掃地域において収集された尿尿又はごみを処理するために市町村(特別区の存する区域にあつては、都)が設置する施設

二 下水道整備事業 前号イに掲げる施設のうち下水道法第二条第五号に規定する終末処理場以外の施設の設置又は改築に關する事業で、都市計画法(大正八

年法律第三十六号)第三条に規定する都市計画事業として実施されるものをいう。

三 終末処理場整備事業 下水道法第二条第五号に規定する終末処理場の設置又は改築に關する事業で、都市計画法第三条に規定する都市計画事業として実施されるものをいう。

四 尿尿処理施設整備事業 第一号ロに掲げる施設のうち尿尿を処理するための施設の設置又は改築に關する事業をいう。

五 ごみ処理施設整備事業 第一号ロに掲げる施設のうちごみを処理するための施設の設置又は改築に關する事業をいう。

生活環境施設に係る災害復旧事業は、前項第二号から第五号までの規定にかかわらず、下水道整備事業、終末処理場整備事業、尿尿処理施設整備事業又はごみ処理施設整備事業に含まれないものとする。

(整備五箇年計画) 第三条 建設大臣は、昭和三十三年度以降の五箇年間に実施すべき下水道整備事業の計画(以下「下水道整備五箇年計画」という。)の案を、厚生大臣は、昭和三十三年度以降の五箇年間に実施すべき終末処理場整備事業の計画(以下「終末処理場整備五箇年計画」という。)、昭和三十三年度以降の五箇年間に実施すべき尿尿処理施設整備五箇年計画(以下「尿尿処理施設整備五箇年計画」という。)、及び昭和三十三年度以降の五箇年間に実施すべきごみ処理施設整備五箇年計画(以下「ごみ処理施設整備五箇年計画」という。)の案を、それぞれ作成し、閣議の決定を求めなければならない。

め経済企画庁長官に協議しなければならない。

5 建設大臣又は厚生大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画を、遅滞なく公表しなければならない。

6 前五項の規定は、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿尿処理施設整備五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

(整備五箇年計画の実施) 第四条 政府は、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿尿処理施設整備五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、下水道整備五箇年計画、終末処理場整備五箇年計画、尿尿処理施設整備五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画に即して、生活環境施設の緊急かつ計画的な整備を行なうように努めなければならない。

〔鈴木強君登壇、拍手〕

○鈴木強君 ただいま議題となりました生活環境施設整備緊急措置法案について、社会労働委員会における審議の経過と結果を報告いたします。本法律案は、第四十三国会において当院が可決して衆議院に送付した同名

の法律案と同一の内容のものであります。

本法法律案の要旨は、第一に、下水道施設、下水終末処理場、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備事業について、それぞれ五カ年計画を策定すること、

第二に、建設大臣及び厚生大臣は、それぞれの主管事業について、昭和三十八年度以降五カ年間の実施目標と事業量を定めた計画案をつくり、閣議の決定を求めること、

第三に、国及び地方公共団体は、これが実施に必要な措置を講じ、施設の整備につとめること等であり、

委員会においては、小林厚生大臣及び建設、自治、大蔵関係の政府委員に対して熱心な質疑が行なわれ、また、清掃事業の改善について厚生当局から、「近く清掃法の改正を提案することとし、その際、清掃事業や施設が市町村の固有事務であることを明らかにしてその責任を明確にする。また、

従来の請負制度を漸次直轄に改めるよう指導する」との答弁があり、東京都における清掃事業の特別区移譲問題については自治当局から、「実施について種々困難な問題もあるので、委員会における御発言の趣旨に沿うよう、厚生、自治両省で十分検討したい」との答弁があり、また、清掃施設に対する国庫補助については大蔵当局から、「事業の重要性にかんがみ、計画達成のため必要な措置をとるよう努力する」との答弁がありました、詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会は、全会一致をもつて徳永委員提案にかかる次の附帯決議を行ないました。

生活環境施設整備緊急措置法案に対する附帯決議

一、政府は速かに本法に基き五ヶ年計画を樹立しその内容を公表すること、なお計画対象は、出来る限り広範囲とすること。

二、生活環境を抜本的に改善するため、清掃法、下水道法等について、すみやかに所要の改正をおこなうとともに、総合的な公害対策の樹立につとめること。

三、政府は、自治体に対して、自治体が責任をもつて清掃事業の適切な実施を期するよう行政指導すること。

四、施設の整備にあつては、住民に負担をかけないようにつとめること。

五、清掃事業に関する地方交付税の算定基礎を実情に見合つてすみやかに合理化するようつとめること。

六、政府は、悪条件にある清掃事業職員の待遇改善のため特別の配慮を行なうこと。

七、生活環境施設の設置にあつては、とくに農漁業に悪影響をあたえないよう配慮すること。

右に対して、小林厚生大臣から、決議の趣旨を尊重して善処する旨の発言がありました。

以上報告いたします。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。地方法行政委員長竹中恒夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十八年十二月十四日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律昭和三十八年度分限り、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位 費 用
一、警察費 二、土木費	1 道路費	警察職員数	一人につき 七二〇、八〇〇円
	2 橋りょう費	道路の面積	一平方メートルにつき 二七五〇
	3 河川費	道路の延長	一メートルにつき 一六九〇〇
	4 港湾費	橋りょうの面積	一平方メートルにつき 四二〇〇〇
3 河川費 4 港湾費	河川の延長	木橋の延長	一メートルにつき 一一、一八八〇〇
	港湾(漁港を含む)の延長	河川の延長	一メートルにつき 三八一〇〇
	留施設の延長	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき 二、三三二〇〇
	留施設の延長	留施設の延長	一メートルにつき 四、四〇〇〇〇
5 その他の土木費	人口	一人につき	二一八〇〇
	面積	一平方メートルにつき	二一八〇〇
道府県			
四 厚生労働費	1 小学校費	三、教育費	一メートルにつき 一、〇四九、六二〇〇〇
	2 中学校費	1 小学校費	一校につき 二九五、〇〇〇〇
	3 高等学校費	2 中学校費	一校につき 七八、九三〇〇〇
	4 その他の教育費	3 高等学校費	一校につき 三〇一、三〇〇〇〇
	その他の教育費	4 高等学校費	一校につき 七八、九三〇〇〇
	生徒数	教職員数	一人につき 五二〇、五〇〇〇
	人口	生徒数	一人につき 四、五四八〇〇
	人口	人口	一人につき 一〇二九〇
	人口	人口	一人につき 九四、九〇一〇〇
	人口	人口	一人につき 三五六〇〇

昭和三十三年十二月十八日 参議院會議録第五号 昭和三十三年年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案

5 その他の土木費	4 都市計画費	3 港湾費	2 橋りょう費	1 消防費 土木費	八 特定償還費	七 災害復旧費	六 その他の行政費	五 産業経済費	四 労働費	三 衛生費	二 生活保護費	一 町村部人口
人口	都市計画区域における人口	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	橋りょうの面積	道路の延長	面積	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金の事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	道府県税の税額 恩給受給権者数 人口	耕地の面積 農家数 林野の面積 水産業者数 商工業の従業者数	工場事業場労働者数 失業者数	人口	人口	町村部人口
一人につき	一人につき	メートルにつき	平方メートルにつき	メートルにつき	平方キロメートルにつき	千円につき	一人につき	一町歩につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
八二六〇	一五九〇〇	四、四〇〇〇	三七七〇〇	一一一〇〇	一五八、〇〇〇	九五	一一七〇〇	二、三四八〇〇	三三、六三〇〇〇	三〇〇〇〇	二八七〇〇	二八七〇〇

九 辺地対策事業 償還費	八 特定償還費	七 災害復旧費	六 その他の行政費	五 産業経済費	四 市町村 厚生労働費	三 教育費	二 中学校費	一 小学校費
辺地対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	面積	農家数 商工業の従業者数 林業、水産業及び鉱業の従業者数	市部人口 人口	児童数 学級数 学校数 生徒数 学級数 学校数 教職員数 生徒数 人口	学級数 学校数 生徒数 学級数 学校数	児童数 学級数 学校数 生徒数
一人につき	一人につき	一人につき	平方メートルにつき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
五七	二五	九五	三三七、〇〇〇	一、七二六〇〇	二五〇〇〇	一、五九〇〇〇	四、四八五〇〇	七、九四九〇〇

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前すでに地方団体に交付された昭和三十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額は、昭和三十八年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の概算交付額とみなす。

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

○竹中恒夫君 たいま議題となりました昭和三十八年度分の地方交付税の単位費用の特例に関する法律案について、地方行政委員会における審査の結果と結果を御報告いたします。

本法案は、人事院の勧告に基づき、本年十月一日から実施の国家公務員の給与改定に準じ、地方公務員の給与改定を行なうため必要な経費を、昭和三十八年度分の普通交付税につき、基準財政需要額に算入するため、その基礎となる単位費用について、本年度分の特例を定めようとするものであります。これにより、本年八月に決定された昭和三十八年度分の普通交付税の額は概算交付額とみなすものとするのであります。

本委員会におきましては、十二月十二日、金子自治政務次官から提案理由の説明を聞いた後、政府当局との間に質疑応答を重ね、慎重審査を行ないました。その詳細については会議録によつてごらんを願いたいと存じます。十二月十七日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は、多数を

もつて、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案。

日程第六、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長中野文門君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年十二月十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

〔小字及び一は衆議院修正〕

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 無償給付及び給与(第三条)
- 第三章 採択(第十条―第十七条)
- 第四章 発行(第十八条―第二十条)
- 第五章 罰則(第二十三条・第二十四条)

附則 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教科用図書の無償給付その他義務教育諸学校の教科用図書を無償とする措置について必要な事項を定めるとともに、当該措置の円滑な実施に資するため、義務教育諸学校の教科用図書の採択及び発行の制度を整備し、もつて義務教育の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。

2 この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第二十一条第一項(同法第四十条及び第七十六条において準用する場合を含む。)及び第一百七十二条に規定する教科用図書をいう。

3 この法律において「発行」とは、教科用図書を製造供給することをいう。

第二章 無償給付及び給与

(教科用図書の無償給付)

第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条から第十六条までの規定により採択されたものを購入し、国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係るものを除き、義務教育諸学校(国立の義務教育諸学校を除く)の設置者に無償で給付するものとする。

(契約の締結)

第四条 文部大臣は、教科用図書の発行者と、前条の規定により購入すべき教科用図書を購入する旨の契約を締結するものとする。

(教科用図書の給与)

第五条 公立及び私立の義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

政令で定めるところにより、教科用図書の無償給付及び給与の実施に關し必要な事務を行うものとする。

(給付の完了の確認の時期の特例)

第七条 第四条の規定による契約に係る政府契約の支払遅延防止等に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第四条第一号に掲げる時期については、同法第五条第一項中「十日以内の日」とあるのは「二十日以内の日」と読み替えて同項の規定を適用する。

(都に關する特例)

第八条 この章の規定の適用については、特別区の設置する義務教育諸学校は、都の設置する義務教育諸学校とみなす。

(政令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、教科用図書の無償給付及び給与に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 採択

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の選定及び採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に關し、計画し、及び実施するとともに、市町村(市町村の組合を含む。)以下この章において同じ。の教育委員会(〇並びに国立及び私立の義務教育諸学校〇の行なう採択に關する事務に關し)の協力を得、適切な指導、助言又は援助を行なわなければならない。

(教科用図書の選定等)

第十一条 都道府県の教育委員会

政令で定めるところにより、教科用図書の無償給付及び給与の実施に關し必要な事務を行うものとする。

第二章 無償給付及び給与

(教科用図書の無償給付)

第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条から第十六条までの規定により採択されたものを購入し、国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係るものを除き、義務教育諸学校(国立の義務教育諸学校を除く)の設置者に無償で給付するものとする。

(契約の締結)

第四条 文部大臣は、教科用図書の発行者と、前条の規定により購入すべき教科用図書を購入する旨の契約を締結するものとする。

(教科用図書の給与)

第五条 公立及び私立の義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

2 国は、第三条の規定により購入した教科用図書のうち国立の義務教育諸学校の児童及び生徒に係る教科用図書を、当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。

3 学年の中途において転学した児童又は生徒については、その転学後において使用する教科用図書は、前二項の規定にかかわらず、文部省令で定める場合を除き、給与しないものとする。

(都道府県の教育委員会の責務)

第六条 都道府県の教育委員会は、

政令で定めるところにより、教科用図書の無償給付及び給与の実施に關し必要な事務を行うものとする。

(給付の完了の確認の時期の特例)

第七条 第四条の規定による契約に係る政府契約の支払遅延防止等に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十六号)第四条第一号に掲げる時期については、同法第五条第一項中「十日以内の日」とあるのは「二十日以内の日」と読み替えて同項の規定を適用する。

(都に關する特例)

第八条 この章の規定の適用については、特別区の設置する義務教育諸学校は、都の設置する義務教育諸学校とみなす。

(政令への委任)

第九条 この章に規定するもののほか、教科用図書の無償給付及び給与に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 採択

(都道府県の教育委員会の任務)

第十条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の選定及び採択の適正な実施を図るため、義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究に關し、計画し、及び実施するとともに、市町村(市町村の組合を含む。)以下この章において同じ。の教育委員会(〇並びに国立及び私立の義務教育諸学校〇の行なう採択に關する事務に關し)の協力を得、適切な指導、助言又は援助を行なわなければならない。

(教科用図書の選定等)

第十一条 都道府県の教育委員会

昭和三十八年十二月十八日 参議院會議録第五号 義務教育諸学校の教科用図書

は、当該都道府県の教育の水準及び自然的、経済的、文化的諸条件を考慮して、当該都道府県内の義務教育諸学校において使用すべき教科用図書として、種目(教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。)ごとに教種の教科用図書を選定する。

2 前項の選定は、教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号。以下「臨時措置法」という。)第六条第一項の規定により文部大臣から送付される目録に登録された教科用図書のうちから行なわれなければならない。ただし、学校教育法第七十二条に規定する教科用図書については、この限りでない。

3 都道府県の教育委員会は、前二項の規定により選定を行なうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)の意見をきかなければならない。

4 2 選定審議会は、毎年度、政令で定める期間、都道府県に置く。ただし、教科用図書の選定を行なう必要がない年度にあつては、置かないものとする。

5 3 選定審議会は、二十人以上において条例で定める人数の委員で組織する。

第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれ

らの区域を合わせた地域(県の区域となる場合を含む。)に、教科用図書採択地区(以下この章において「採択地区」という。)を設定しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ市町村の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、採択地区を設定し、又は変更したときは、すみやかにこれを告示するとともに、文部大臣にその旨を報告しなければならない。

(教科用図書の採択)

第十三条 都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義務教育諸学校を除く)において使用する教科用図書の採択は、第十一条第一項及び第二項の規定により当該都道府県の教育委員会が○種目○ごとに選定した教科用図書のうち、それぞれ

の種目につき一種の教科用図書について行なうものとする。

2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 3 前項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を合わせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目

ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

4 前二項の採択は、教科書の発行に關する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号。以下「臨時措置法」という。)第六条第一項の規定により文部大臣から送付される目録に登録された教科用図書のうちから行なわれなければならない。ただし、学校教育法第七十二条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(同一教科用図書を採択する期間)

第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

(特別区に關する特例)

第十五条 都の教育委員会は、特別区の存する区域については、特別区の区域又はその区域を合わせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 第十二条第二項及び第三項の規定は、都の教育委員会が行なう前項の採択地区の設定又は変更について準用する。この場合において、同条第二項中「市町村」とあるのは、「特別区」と読み替へるものとする。

3 都の教育委員会は、特別区の存する区域については、第一項の採択地区ごとに、第十一条第一項及び第二項の規定により種目ごとに選定した教科用図書のうち、当該採択地区内の特別区立の小学校及び中学校において使用する教科用図書として、それぞれの種目につき一種の教科用図書を採択する。

4 第十三条第四項の規定は、前項の採択について準用する。

(指定都市に關する特例)

第十六条 指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条において同じ。)については、当該指定都市を包括する都道府県の教育委員会は、第十二条第一項の規定にかかわらず、指定都市の区域又はその区域を合わせた地域に、採択地区を設定しなければならない。

2 指定都市の教育委員会は、○前二項の規定によつて都道府県の教育委員会が行なう採択地区ごとに、第十一条第一項及び第二項の規定により種目ごとに選定された教科用図書のうち、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、それぞれその種目につき一種の教科用図書を採択する。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択の時期その他採択に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 発行

(発行者の指定)

第十八条 文部大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書(学校教育法第七十二条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。)の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一 次のいずれかに掲げる者でな

いものであること。
イ 破産者で復権を得ないもの
ロ 次条の規定により指定を取り消された日から三年を経過していない者
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校の採択に關し刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十八條若しくは第二百三十三條の罪を犯して罰金の刑に処せられた日又は執行を受けることなくかつた日から三年を経過していない者

ニ 法人で、その役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者があるもの
ホ 營業に關し成年者同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人がイからハまでのいずれかに該当するもの

二 その事業能力及び信用状態について政令で定める要件を備えたものであること。

2 前項の指定を受けようとする者は、文部省令で定めるところにより、申請書に必要な書類を添えて、文部大臣に提出しなければならない。

(指定の取消)

第十九条 文部大臣は、教科用図書発行者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、前条第一項の指定を取り消さなければならない。

一 前条第一項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

一 前条第一項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 虚偽又は不正の事実に基づいて前条第一項の指定を受けたことが判明したとき。

(検査及び報告等) 及び資料の提出

第二十条 文部大臣は、教科用図書

発行者について、第十八条第一項各号に掲げる基準に適合していかどうかを調査するため必要があると認めるときは、その職員に教科用図書発行者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させ、又は教科用図書発行者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。

12 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

13 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(発行の指示の取消)

第二十一条 文部大臣は、教科用図書発行者が第十九条の規定により指定を取り消されたときは、その者に係る臨時措置法第八条の規定による発行の指示を取り消さなければならない。

(臨時措置法との関係)

第二十二条 教科用図書の発行及び教科用図書発行者については、この章に規定するもののほか、臨時措置法の定めるところによる。

第五章 罰則

第二十三条 第二十条の規定による報告若しくは資料の提出を拒み、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

第二十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十一条第一項の規定による発行の指示を取り消された者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算する。ただし、第三章の規定は、小学校(盲学校、聾学校及び養護学校の小学部を含む。)において使用する教科用図書については昭和三十三年三月三十一日、中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。)において使用する教科用図書については昭和四十年三月三十一日までの間は、適用しない。

(適用除外)

2 昭和三十一年度(昭和三十一年)に義務教育諸学校において使用される教科用図書の無償給付及び給与については、第二章の規定は、適用しない。

(経過規定)

3 昭和三十一年度(昭和三十一年)に義務教育諸学校において使用される教科用図書の購入については、第三章中「第十三条から第十六条までの規定により採択されたもの」とあるのは、「当該義務教育諸学校について採択されたもの」とする。

4 当分の間、第五条の規定により教科用図書の給与を受ける児童及び生徒の範囲は、同条の規定にかかわらず、政令で定める。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正)

5 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「目録」の下に「(義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十一年法律第百三十八号)第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。)」を加える。

第七条第一項中「私立の学校の長は、」の下に「採択した」を加える。

第九条に次の一号を加える。

五 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十一年法律第百三十八号)第二十一条の規定により発行の指示を取り消したとき。

(教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正に伴う経過規定)

6 昭和三十一年度(昭和三十一年)に義務教育諸学校において使用される教科用図書については、この法律による改正後の教科書の発行に関する臨時措置法(昭和三十三年法律第百三十二号)第六條第一項の規定中「目録(義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十一年法律第百三十八号)第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。)」とあるのは「目録」と読み替えて同項の規定を適用する。

(文部省設置法の一部改正)

7 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第十二号の二の次に次の二号を加える。

十二の三 義務教育諸学校(学校教育法に規定する小学校、中学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ)において使用する教科用図書の発行を行なうこと。

第十二の四 義務教育諸学校において使用する教科用図書の購入、無償給付及び給与を行なうこと。

第八條中第十三号の二の次に次の二号を加える。

十三の三 義務教育諸学校において使用する教科用図書の発行者の指定に関すること。

十三の四 義務教育諸学校において使用する教科用図書の購入、無償給付及び給与に関すること。

第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。)

第二十七條第一項の表中

教科用図書検査定調査審議会

臨時義務教育教科用図書無償制度調査会

検定申請の教科用図書検査定調査審議会を調査し、及び教科用図書の重要事項を調査審議すること。

教科用図書検査定調査審議会を調査し、及び教科用図書の重要事項を調査審議すること。

教科用図書検査定調査審議会を調査し、及び教科用図書の重要事項を調査審議すること。

教科用図書検査定調査審議会を調査し、及び教科用図書の重要事項を調査審議すること。

教科用図書検査定調査審議会を調査し、及び教科用図書の重要事項を調査審議すること。

教科用図書検査定調査審議会を調査し、及び教科用図書の重要事項を調査審議すること。

百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十四條第一項の次に次の一号を加える。

教科用図書検査定調査審議会を調査し、及び教科用図書の重要事項を調査審議すること。

教科用図書検査定調査審議会を調査し、及び教科用図書の重要事項を調査審議すること。

教科用図書検査定調査審議会を調査し、及び教科用図書の重要事項を調査審議すること。

教科用図書検査定調査審議会を調査し、及び教科用図書の重要事項を調査審議すること。

教科用図書検査定調査審議会を調査し、及び教科用図書の重要事項を調査審議すること。

教科用図書検査定調査審議会を調査し、及び教科用図書の重要事項を調査審議すること。

教科用図書検査定調査審議会を調査し、及び教科用図書の重要事項を調査審議すること。

教科用図書検査定調査審議会を調査し、及び教科用図書の重要事項を調査審議すること。

教科用図書検査定調査審議会を調査し、及び教科用図書の重要事項を調査審議すること。

昭和三十一年十二月十八日 参議院會議録第五号 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案外一件

昭和三十八年十二月十八日 参議院會議録第五号 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律案外一件

四 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)の規定により文部大臣が教科用図書発行者の指定を取り消したとき。

9 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部改正(正)

9 盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項各号列記以外の部分中「次の各号」を「第二号から第六号までに」改める。

10 盲学校、聾学校、聾学校及び養護学校の小学部又は中学部の児童又は生徒で義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭和二十七年法律第六十号)附則第二項及びこの法律の附則第四項の規定に基づく政令で定めるところにより教科用図書の給与を受けないこととなるものについては、この法律による改正後の盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第四百四十四号)第二項第一項各号列記以外の部分中「第二号から第六号まで」とあるのは「次の各号」と読み替えて同項の規定を適用する。

11 就学困難な児童及び生徒に係る

就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。
第一条中「教科用図書」を「学用品」に改める。
第二条各号列記以外の部分中「同法第二十一条第一項(同法第四十条で準用する場合を含む。)の教科用図書(以下「教科用図書」という。若しくはその購入費を削り、同条第一号中「教科用図書若しくはその購入費」を削る。」を削る。
(就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の一部改正)

若しくはその購入費」とあるのは「教科用図書若しくはその購入費、学用品若しくはその購入費」と、それぞれ読み替えて同条の規定を適用する。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
公立義務教育諸学校の学級編制及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案
右の内閣提案案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和三十八年十二月十四日
参議院議長 船田 中
(不字及び一は衆議院修正)

第二条第一項中「若しくは聾学校」を「聾学校若しくは養護学校」に改め、同条第二項中「又は聾学校」を「聾学校又は養護学校」に、「事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者をいう。)」を「事務職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級 二以上五以下の学年の児童で編制する学級 特殊教育法第七十五条に規定する特 殊学級	四十五人 二十五人 十五人
中学校	同学年の生徒で編制する学級 二以上の学年の生徒で編制する学級 学校教育法第七十五条に規定する特 殊学級	四十五人 二十五人 十五人

第三条第三項中「又は聾学校」を「聾学校又は養護学校」に改める。
第四条を削り、第五条中「第三条第二項若しくは第三項又は前条」を「前条第二項又は第三項」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。
第七条各号列記以外の部分中「標準とする」を「標準として定めるものとする」とし、この場合においては、政令で定めるところにより算定した数を標準として、当該教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改め、同条を第六条とする。
一 六学級以上の学校の数に一の学校の数に政令で定める数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)との合計数
二 次の表の上欄に掲げる学校規模ごとの学校の学級総数に当該学校規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)の合計数

学 校 規 模	乗 ず る 数
五学級以下の学級	一・二五〇
六学級から十学級までの学校	一・一四〇
十一学級から二十学級までの学校	一・一三〇
二十一学級から三十学級までの学校	一・一一〇
三十一学級以上の学校	一・一一五

三 児童総数に千分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

四 児童数が四百人以上の学校の数に一を乗じて得た数

第八号各号列記以外の部分中「標準とする」を「標準として定めるものとする。この場合においては、政令で定めるところにより算定した数を標準として、当該教職員の種類ごとの総数を定めな

学 校 規 模	乗 ず る 数
三学級以下の学校	一・一〇〇
四学級から十一学級までの学校	一・一六六
十二学級から二十三学級までの学校	一・一五三
二十四学級から三十五学級までの学校	一・一五〇
三十六学級以上の学校	一・一四七

三 生徒総数に千二分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

四 生徒数が三百人以上の学校の数に一を乗じて得た数

第九号各号列記以外の部分中「及び養護学校」を「養護学校及び養護学校」に、「盲学校養護学校教職員定数」を「特殊教育諸学校教職員定数」を、特殊教育諸学校教職員定

部の規模ごとの部の学級総数に当該部の規模に於ける同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)の合計数

部 別	規 模	乗 ず る 数
小 学 部	五学級以下の部	一・二五
	六学級から十学級までの部	一・一四
中 学 部	十一学級から二十学級までの部	一・一三
	二十一学級以上の部	一・一一
	三学級以下の部	一・一〇〇
	四学級から十一学級までの部	一・一六六
中 学 部	十二学級から二十三学級までの部	一・一五三
	二十四学級以上の部	一・一五〇

三 寄宿舎に寄宿する児童及び生徒の総数に六分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)

四 小学部及び中学部の部の数に一を乗じて得た数

第八号の次に次の一条を加える。

第九号 前三条の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

第十号に見出しとして「(教職員定数に含まない数)」を附し、同条各号列記以外の部分中「前三条を」を「第六号から第八号まで」に、「盲学校養護学校教職員定数(以下「教職員定数」と総称する。)」を「特殊教育諸学校教職員定数」に改める。

第十一号を次のように改める。

第十一号 文部大臣は、公立の義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化を図るため必要があると認めるときは、都道府県に対し、学級編制の基準又は公立の義務教育諸学校に置かれている教職員の総数について、報告を求め、及びあらかじめ自治大臣に通知して、報告又は助言をすることができる。

附則第二項から附則第五項までを削る。

附則第二項 (市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第二条 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者)の下に、及びこれに準ずる者として政令で定める者」を加える。

附則 (施行期日)

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

(学級編制の標準に関する経過措置)

2 公立の小学校又は中学校の一年級の児童又は生徒の数の標準については、昭和四十三年三月三十一日までの間は、この法律による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「新法」という。)第三条第二項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して、毎年度、政令で定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

3 小学校教職員定数及び中学校教職員定数の標準については、昭和四十三年三月三十一日(政令で定める特別の事情がある都道府県については、昭和四十五年三月三十一日)までの間は、新法第六条及び第七条の規定にかかわらず、学級数の減少及び公立の小学校又は中学校に置かれている教職員の総数を考慮して、毎年度、政令で定める。

〔中野文門君登壇、拍手〕

○中野文門君 たいま議題となりました二法案につきまして、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律案について申し上げます。

この法案は、さきに制定を見た義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律において確立された方針に基づき、無償措置の実施に必要な基本的事

昭和三十八年十二月十八日 参議院会議録第五号

義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律案外一件 高知地方事務局吾川出張所存置に関する請願 天然ガ

項を規定するとともに、その円滑な実施に資するため、教科書の採択及び発行の制度を整備し、もって義務教育の充実をはかることを目的とするものであります。

一、国が、毎年度、採択された義務教育諸学校の教科用図書を発行者から購入し、学校の設置者に無償で給付し、校長を通じて児童生徒に給与すること。

二、都道府県に教科用図書選定審議会を置くこと。

三、都道府県教育委員会は、教科用図書採択地区を設定し、市町村教育委員会に対し、採択事務について適切な指導、助言または援助を与えること。

四、義務教育諸学校の教科用図書は、政令で定める期間、毎年度同一のものを選択すること。

五、文部大臣は、教科用図書発行者を一定の基準によつて指定すること。六、この法律は公布の日から起し、採択に関する規定は、小学校において使用する教科用図書については昭和三十三年三月三十一日、中学校において使用する教科用図書については昭和四十年三月三十一日までの間は適用しないこと、等を骨子とするものであります。

衆議院におきましては、教科用図書の選定、採択地区の範囲及び採択方法、教科書発行者に対する文部大臣の権限等について修正の上、参議院に送付してまいりましたのであります。

当委員会におきましては、昨日、政府当局より提案理由を聴取し、次いで長谷川峻衆議院議員より修正点についての趣旨説明を聴取いたしました後、

質疑に入り、都道府県教育委員会の任務としての指導、助言または援助についての質問がなされました。

質疑を終局し、討論に入り、日本社会党を代表して豊瀬委員より反対意見、公明会を代表して柏原委員より賛成意見、自由民主党を代表して吉江委員より賛成意見がそれぞれ開陳されました。これらの質疑並びに討論の詳細は、会議録により御承知願いたいと存じます。

続いて採決の結果、本法律案は多数をもって衆議院送付の原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案について申し上げます。

御承知のとおり、重要な義務教育を振興するために定められているこれらの法律制度は、今日よりやく、すし詰め学級の解消いと成果をもたらしました。しかしながら、教育効果を一そう高めるためには、さらに新たな前進が必要であり、特に、先般改定された義務教育諸学校の新教育課程の適切な運用にあたっては、専科教員等の増員充実が非常に大切であります。また、今後数年間にわたつて、児童生徒が急激に減少する時期を迎えますので、現行標準のままでは、教職員定数の大幅な減少を来し、人事行政にも重大な支障を生ずるおそれがあります。よつて、ここに新たな目標のもとに、計画的に学級編制と教職員定数の標準を改善するために、本法律案が提出されたのであります。

次に、法律案の内容の主要点を御説明いたしますと、

まず第一には、学級編制について、現行一学級五十人を四十五人にするとともに、小規模学校、特殊教育諸学校等についても、それぞれ適切な標準を定めております。

第二には、教員定数に関する算定標準について、教育内容充実のために必要な専科教員等を増員できるよう改善を加えております。

第三には、従来、不足に悩んできた養護教諭、事務職員の増員をはかつております。

第四は、経過措置についてであります。本法律案の実施は昭和三十九年度からとなっておりますが、まず、学級編制の標準については、五年後の昭和四十三年度末までに一学級四十五人となるよう、その間の必要な経過措置を政令で定めることとしたしております。また、教職員定数の標準についても、同様の措置によつて、五年間に漸次改善をはかることとしておりますが、児童生徒数の減少傾向が著しい府県並びに現に定数を上回る教職員を擁している府県については、特別の配慮をすることとしたしております。

第五には、事務職員の充実と関連して、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正して、負担負担事務職員の資格の制限を緩和しております。

なお、衆議院において、政府提出原案にありました文部大臣が都道府県に対してなした「勧告」を、「指導又は助言」と修正いたしております。

委員会におきましては、昨日、文部大臣の提案理由説明を聞いた後、長谷川峻衆議院議員より、衆議院における

三党共同提案にかかる修正点の説明を求めました。

かくて質疑、討論もなく、直ちに採決いたしましたところ、本法案は全会一致をもって衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次いで、各派共同提案にかかる附帯決議案を委員長より提出し、これまた全会一致をもって可決いたしました。

決議の内容は、「四十五人を適当とする定数標準法の改正に伴う国庫負担金制度については政府は改正法の趣旨に従い運用すべきである。」というものであります。これに対し、文部大臣より、本標準法並びに附帯決議の趣旨に沿つて努力する旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。まず、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案全部を問題に供します。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。まず、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案全部を問題に供します。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。まず、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律案全部を問題に供します。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第七の請願を議題といたします。

○議長(重宗雄三君) 委員長の報告を求めます。法務委員長中山福蔵君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○中山福蔵君 高知地方事務局吾川出張所存置に関する請願は、法務委員会において審査の結果、願意おおむね妥当なものと認め、採択すべきものと決しました。この段御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本請願は、委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本請願は全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔前田久吉君登壇、拍手〕

○前田久吉君 たいだいま議題となりまして二件の請願について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会におきましては、付託された請願について慎重に審査した結果、天然ガス資源開発五箇年計画の推進に關する請願及び未開発地域経済開発促進に關する請願、以上二件の請願は、願意いづれも妥当なるものと認め、採択し、これを議院の會議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第十より第二十四までの請願を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長鈴木強君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔鈴木強君登壇、拍手〕

○鈴木強君 たいだいま議題となりまして二十五件の請願は、社会労働委員会において審査の結果、いづれも願意妥当と認め、議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第二十五の請願を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長向井長年君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔向井長年君登壇、拍手〕

○向井長年君 たいだいま議題になりました請願について、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過とその結果を御報告いたします。

本委員会におきましては、付託された原子力関係災害救助法成立促進に關する請願について慎重に審査した結果、願意おおむね妥当なるものと認め、採択し、これを議院の會議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本請願は、委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よって本請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第二十六及び第二十七の請願を一括して議題することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。建設委員長北村暢君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔北村暢君登壇、拍手〕

○北村暢君 たいだいま議題となりました新潟県塩沢町大字中地内一級国道十七号線舗装工事施行に關する請願外一件につきまして、建設委員会における審査の結果を御報告いたします。

右の請願は、いづれも道路の整備に關するものでありまして、願意おおむね妥当と認め、これを議院の會議に付

し、内閣に送付すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第二十八より第三十までの請願を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長米田正文君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔米田正文君登壇、拍手〕

○米田正文君 たいだいま上程になりました日程第二十八から第三十までの五件の請願につき、運輸委員会におきまして審査の結果、いづれもおおむね願意妥当と認め、議院の會議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第三十一より第三十六までの請願を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長青田源太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔青田源太郎君登壇、拍手〕

○青田源太郎君 たいだいま議題となりました請願九件は、委員会において審査の結果、いづれも願意妥当と認め、全会一致をもって、これを議院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会

昭和三十八年十二月十八日 参議院會議録第五号

国立小諸療養所の医療業務監督並びに医局改善強化に關する請願外十四件、原子力関係災害救助法成立促進に關する請願、新潟県塩沢町大字中地内一級国道十七号線舗装工事施行に關する請願外一件、バナボート(バナナ輸送専用船)の建造を政府の計画造船に繰入れ促進に關する請願(三件)外二件、漁業災害補償制度の早期確立に關する請願(四件)外五件

昭和三十八年十二月十八日 参議院会議録第五号

バナナ加工室の防災措置に関する請願外三件 引揚者の在外私有財産補償に関する請願(二件)外二件 学童の栄養改善
に関する請願外四件 議事日程追加の件 昭和三十八年度一般会計補正予算(第二号)外二件

一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第三十七より第四十までの請願を一括して議題とするに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長竹中恒夫君

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

○竹中恒夫君 たいま議題となりました請願第六三号外三件は、委員会におきまして、いずれも願意おおむね妥当と認め、議院の会議に付し、内閣に送付するを要するものと決定した次第であります。

以上、御報告いたします。(拍手)
○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第四十一より第四十三までの請願を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長新谷寅三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕

○新谷寅三郎君 たいま議題となりました大蔵委員会付託の請願につきまして、審査の結果を御報告いたします。

請願第一六号外四件は、いずれもその願意おおむね妥当なもの認め、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。
以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第四十四より第四十八までの請願を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。文教委員長中野文門君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔中野文門君登壇、拍手〕

○中野文門君 たいま議題となりました学童の栄養改善に関する請願外五件は、文教委員会における審査の結果、いずれも願意おおむね妥当と認め、これを採択し、議院の会議に付し、かつ内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

これにて休憩いたします。
午前十一時二十二分休憩

午後五時七分開議
○議長(重宗雄三君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

〔参事朗読〕
参事に報告させます。

昭和三十八年度一般会計補正予算(第二号)、昭和三十八年度特別会計補正予算(特第2号)及び昭和三十八年度政府関係機関補正予算(機第2号)可決報告書

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案可決報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

石炭対策特別委員会請願審査報告書第一号

内閣委員会請願審査報告書第一号

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、
昭和三十八年度一般会計補正予算(第二号)、
昭和三十八年度特別会計補正予算(特第2号)、
昭和三十八年度政府関係機関補正予算(機第2号)、
以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。予算委員長太田正孝君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十八年度一般会計補正予算(第二号)

右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年十二月十四日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

〔太田正孝君登壇、拍手〕

○太田正孝君 たいま議長から報告を求められました予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、予算案の中身を申し上げます。次に、委員の質疑の概要を申し上げます。終わりに討論採決に及びたいと存じます。

昭和三十八年十二月十四日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十八年度特別会計補正予算(特第2号)

右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年十二月十四日
衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗雄三殿

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十八年度特別会計補正予算(特第2号)

右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年十二月十四日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十八年度政府関係機関補正予算(機第2号)

右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年十二月十四日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

〔太田正孝君登壇、拍手〕

○太田正孝君 たいま議長から報告を求められました予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、予算案の中身を申し上げます。次に、委員の質疑の概要を申し上げます。終わりに討論採決に及びたいと存じます。

昭和三十八年十二月十四日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十八年度一般会計補正予算(第二号)

右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年十二月十四日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和三十八年度特別会計補正予算(特第2号)

右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

今回提出されました補正予算は、公務員給与の改善等につきまして、一般会計において、歳入歳出とも一千二百四十一億八千万円の追加を行なうものであります。その歳出のおもなるものは五つあります。

第一は、公務員給与の改善に二百六十一億余万円を計上してあります。これは人事院の勧告に伴う国家公務員等の給与の引き上げを行なうこととし、その実施期日を本年十月一日としております。

第二は、食糧管理特別会計へ二百五十億円を繰り入れ、三十八年度産米の政府買入れ価格の引き上げによる食糧勘定の損失を補うこととしてあります。

第三は、農業共済再保険特別会計へ百六億余万円を繰り入れまして、本年春からの、しとんと降り続いた長雨による麦の著しい減収に伴う再保険金の支払い財源の不足等に充てようとしてあります。

第四は、災害復旧事業につきまして、三百十五億余万円を計上し、本年の災害のみならず、過年度につきましても、復旧工事の進捗をはかることとしてあります。

第五は、以上の歳出補正予算の財源として、租税及び印紙収入の自然増収を繰り入れました関係から、所得税、法人税、酒税の増収を計上したことに伴いまして、その二・八・九％、三百八億余万円を地方交付税交付金の増加分として計上してあります。

以上申し上げました補正の結果、三十八年度一般会計予算総額は、歳入歳出ともに二兆九千七百四十一億九千万円となります。いわば三兆円に手の届く数字であります。今後の補正予算が

ない限りにおきましては、これが昭和三十九年度予算の基準となる関係になつております。

次に、特別会計の補正予算は、一般会計予算の補正及び公務員給与の改善に関連いたしまして、交付税及び譲与税配付金はか入つの特別会計の補正を行なつてあります。

政府関係機関補正予算におきましては、日本国有鉄道において、東海道幹線増設費に不足を生ずることになりまして、鉄道債券の発行等による資金四百四十三億二千万円を追加するとともに、債務負担行為百九十九億を追加して工事の進捗をはかることとしております。また、日本電信電話公社につきましては、道路整備事業等に伴う支障転移工事が増加いたしましたため、電信電話債券の発行等による資金九十億円を追加したものであります。

さらに、財政投資につきましても、地方公共団体に対し、災害復旧事業費の追加に伴う資金需要の増加に充てるため地方債十五億円、日本国有鉄道に対し三百三十億円、及び日本電信電話公社に対し五十億円の資金を追加することとしてあります。

これらの補正三案は、去る十二月十四日衆議院において可決の上、本院に送られたものであります。

予算委員会におきましては、十二月十一日、田中大蔵大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。十二月十六日から池田内閣総理大臣並びに関係各大臣に対して本案の質疑を行ないました。

本特別国会が衆議院の解散等のあとを受けまして、しかも、昭和三十九年度予算編成との間にはさまつておりま

した関係で、予算審議に重要な立場にありましたので、しかも、政府としては、歳出予算編成の途中であり、歳入に重大関係のある税制調査会の答申が出ておりませんような立場にありまして、いずれの質疑もこれらの点を考へられてのことであり、その答弁もまた、かくのごときものであつたことを、御了承願ひたいと思ひます。

質疑のおもなるものについては、これから順を追つて申し上げます。お聞き取りを願ひたいと思ひます。

質疑は、まず来年度経済の運営、予算編成の基本方針についてであり、いわく「日本経済の現状は、消費者物価の上昇、国際収支の赤字をかかえながら、開放経済への移行を行なうねばならない」という、相当むずかしい段階に差しかかつています。明年度経済運営の基本方針として、成長か、物価安定か、国際均衡の回復か、政府はどのいづれに重点を置くとするつもりであるか。明年度予算編成も同様に迫つていますが、租税等の自然増収をどう見ているかとの質疑がありました。

これに対し、池田内閣総理大臣、田中大蔵大臣より、「所得増進計画は、大抵十年以内に達成し得る見込みがつかないもので、成長率はほどほどにして、国内の健全な発展を旨とし、国際収支の均衡をはかつていきたい。明年度経済成長率などは、まだ固まつていないが、本年度の実質成長率をこえることではなく、六・五％ないし七・二％ぐら

いと考へており、物価は三ないし四％の上昇に押さえたい。そうすると、自然増収は六千五百億円から六千七、八百億円になる見込みで、財政面から経済を刺激しない健全均衡方針で予算編

成に当たつた考えである」との答弁がございました。

質疑はかきかへて、「成長率を六ないし七％、物価を三ないし四％に押さえる」という前提では、政府の自然増収の見積もりは高過ぎるのではなからうか。政府は、予算のつじつまを合わせるため、もつと高い成長率を想定するのではないか。それとも、減税を削るとか、外為インベントリーの取りくずしのような方法で財源をつくり出そうと考へているのではないか。総選挙の公約の平年度二千二百億円の減税を政府はあくまでくずさぬか。政府は、揮発油税、軽油引取税の引き上げをはじめ、特別措置の延長等による増収を見込んでいますが、国民が総選挙で期待したのとは、純粋なる負担の軽減として二千億円ということである。また、国際収支の慢性的赤字化は重大である。この赤字の大半は対米関係から発生したのであり、政府は、対米赤字改善に、もつと自主的、積極的に努力する必要がある。米国のドル防衛政策を甘く見て、真剣に対処しなかつたことは、池田内閣総理大臣の全く見込み違いであつた。明年度の国際収支について

は、諸般の対策を講じて、総合収支は二億ドルの赤字と見るのが民間筋の大体一致するところであるが、成長政策にこだわる政府は、結局、国際収支、物価対策のいずれも解決し得ず、問題と昭和四十年に押しやることになると思ふがどうか」との質疑でありました。これに対し、総理大臣、大蔵大臣、経済企画庁長官から答弁がありました。いわく、「明年度の自然増収額は、本年度の増収が相当よいと考へておられるので、成長率を上げなくとも六千五百億円以上の期待は無理ではない。外為特別会計の取りくずしのような特別財源に依存することは好ましくないと考へている。減税規模は、公約どおり平年度二千二百億円以上のものを必ず実施する。ガソリン税等の引き上げをやるかどうかはまだ定まつていないが、これは目的税であり、減税の規模とは別個に考へてもよいと思ふ。国際収支の改善については、貿易面ではE.E.C諸国など工業国貿易の発展をはかり、また、海運の強化をはかるとか、最大の努力を払ひ所存である。明年度の総合収支が赤字となることは免れないが、問題は、鉱工業生産水準がだんだん上がつてきて、最近、対前年比一六％といったやや異常な高さになつたところにある。これもすでに金融政策の面で鎮静措置を講じておるので、その神経質になることはいない」というのであります。

物価問題につきましては、多数の委員より質疑がございました。すなわち、いわく、「政府は物価問題懇談会の答申を尊重するのか。政府は物価対策に熱意を欠き、物価上昇率目標として、示すだけで、現実がその比率をこえても、自由経済だからしかたがないと、責任を民間に負わせようとしてきた。物価が年間六・八％も騰貴することを放置するのは、国民生活に損害を与へ、経済発展にも有害であると思ふのではないか」との質疑でございます。

これに対して、官庁経済企画庁長官より、「従来消費者物価の上昇は、成長過程の摩擦として短期的現象だと認識し、物価対策がやや徹底を欠いてきた点は認める。年間六ないし七％と金利を上回るほど物価の連騰すること

とも六千五百億円以上の期待は無理ではない。外為特別会計の取りくずしのような特別財源に依存することは好ましくないと考へている。減税規模は、公約どおり平年度二千二百億円以上のものを必ず実施する。ガソリン税等の引き上げをやるかどうかはまだ定まつていないが、これは目的税であり、減税の規模とは別個に考へてもよいと思ふ。国際収支の改善については、貿易面ではE.E.C諸国など工業国貿易の発展をはかり、また、海運の強化をはかるとか、最大の努力を払ひ所存である。明年度の総合収支が赤字となることは免れないが、問題は、鉱工業生産水準がだんだん上がつてきて、最近、対前年比一六％といったやや異常な高さになつたところにある。これもすでに金融政策の面で鎮静措置を講じておるので、その神経質になることはいない」というのであります。

物価問題につきましては、多数の委員より質疑がございました。すなわち、いわく、「政府は物価問題懇談会の答申を尊重するのか。政府は物価対策に熱意を欠き、物価上昇率目標として、示すだけで、現実がその比率をこえても、自由経済だからしかたがないと、責任を民間に負わせようとしてきた。物価が年間六・八％も騰貴することを放置するのは、国民生活に損害を与へ、経済発展にも有害であると思ふのではないか」との質疑でございます。

昭和三十八年十二月十八日 参議院会議録第五号 昭和三十八年度一般会計補正予算(第二号)外二件

は、経済の発展を妨げ、国民生活の向上に害があると考へるので、物価問題懇談会の答申の主旨を尊重し、物価上昇の抑制には真剣に努力する」旨の答弁がありました。

次に、地方税減税問題に關する質疑がありました。すなわち、「住民税の本文方式統一に伴り地方財源補てんをどうするのか。国が地方の個別事情を一々考慮してきめる臨時補給金制度では、地方自治を拘束するおそれがあり、補給金をやめて地方交付税率を引き上げる意思はないか。また、固定資産の評価がえによって現実に固定資産税の増徴とならないか」との質疑でありました。これに對しまして、自治大臣より、「地方税減税の方法は、税制調査会の答申を待つてきめることになるが、かりに住民税を本文方式に統一することとすれば、初年度二百四十億圓、平年度約三百億圓の減取となる。この減取額のある程度を国が期間を限り補てんしようというのであるから、恒久的な地方交付税でまかなうべきものではない。したがって、交付税率の引き上げは考へていない。固定資産税については、自然増収の部分を除き、総額としては増徴とならぬよう措置する」との答弁がございました。

十五億圓であり、復旧率は、本年度三〇%、四カ年で復旧することになってゐる。復旧率は従来より早くなつてゐる。また、治水十カ年計画については、法律の改正が通れば改定する考へである」といふ答弁であります。

下の革新的近代化政策をめぐると、数多くの質問がございましたが、農業共済再保険特別会計への繰り入れにつきまして、「長雨による被害の額、農家に支払つた共済金の額はどのくらいか。農業共済については現在の不況を解決するためにどのような方法を考へているか」などの質疑がございました。これに對しまして、農林大臣から、「長雨による被害額は約九百八十四億圓であり、農家に支払つた保険金の額は、本年産麦で総額百六十億圓になつてゐる。長雨以外の分も含めて、麦の補てん割合は二〇%であるが、共済制度については、三十九年度から補てん割合を六割に引き上げることを考へてゐる。掛金も少なくし、小農は除くことも考へてゐる」といふ答弁がございました。

野党各派から問題とされました公務員給与につきましても、質疑は、次のごとくであります。「政府は、人事院勧告を尊重すると言つておきながら、実施の時期をずらしてゐる。なぜ五月一日から実施できないのか。また、給与の引き上げ率も物価の上昇率より低い。物価の事情は考慮されてゐるのかなどでありました。これに對しましては、総理大臣、大蔵大臣、労働大臣及び人事院総裁から、こゝろ答へられました。「実施の時期を十月一日からにしたいのは、国民経済に影響する点を考へ、かつ、五月から実施すれば、特別会計、地方公務員の分をも合わせ一千億圓をこす負担となるので、財政上の事情を考へ、そのようにしたのである。人事行政、労働行政の立場から考へれば遺憾であるが、日本経済の現状からやむを得ない」といふ答弁がございました。

このほか、日韓交渉の問題、公明選挙推進の問題、所得倍増計画のアフター・ケア、中小企業、農業等、低生産部門の近代化の問題、農地制度、農業補償制度改正、国有林開放の問題、道路整備計画改定の問題、国鉄、炭鉱両事故対策の問題、年末を控えて重大化した郵政、国鉄の労働紛争等々、わが国の当面しております内外の重要政策につきましても、広範にわたる数多くの質疑がございました。それらの詳細は會議録により御承知を願ひたいと思ひます。

山委員が反対、共産党を代表して鈴木市蔵委員が反対の旨、それぞれ意見を表明されました。

かくて質疑を終了し、討論に入りました。日本社会党を代表して大倉委員が反対、自由民主党を代表して平島委員が賛成、公明会を代表して鈴木一弘委員が反対、民主社会党を代表して高山委員が反対、共産党を代表して鈴木市蔵委員が反対の旨、それぞれ意見を表明されました。

板である経済政策の失敗を野党から追及されることを回避するため、突如として衆議院解散を強行したのであります。かくのごとき態度は、党利党略による解散権の乱用といふべきでありまして、ただにわが党の協力申し入れをじゅうりんしたばかりでなく、さらに、一日も早き成立を待ち望んでおりました公務員諸君や災害地の住民諸君に對し、深刻なる失望と国会不信の念を与えたのであります。「拍手」政府与党の国会正常化を口にする資格はどこにありやと言わなければならぬのであります。政治権力を握る政府として、立法府に對するかかる不謹慎きまる態度は、民主政治のために断じて許すことができない不信行為であり、この際、国民諸君とともに嚴重に政府与党の反省を求めらるべきであります。

反対の第二の理由は、本予算案の性格についてであります。さきにも一言したごとく、物価の異常なる値上がりは、まさに罪惡であり、経済政策の破綻を立証するものであります。したが、池田内閣は、いささかも反省の色を示さなければかりか、かえつてますます傲慢不遜とも見られる態度をもつて国民に臨んでゐるのであります。すなわち、いたずらに数字を羅列して真実をごまかそうとしてゐるのであります。昨日の予算委員会において、総理は欠席されて残念でありましたが、わが党の箱葉委員の質問に對しまして、経済閣僚である宮澤経企長官は、初めてその誤りと矛盾の一端を明らかにされたのであります。池田内閣の誇る三年間における倍増政策の実体はかくのごとくで、かつてわが河上委員長がいみじくも指摘しておりました。

たとおり、いわゆる所得倍増ではなく、物価と格差と不安の倍増であり、この政策をほめておられるのは、池田内閣総理大臣一人だけでありまして、総理の言をもつてすれば、外国人もほめておられるのであります。遺憾ながら、わが国においては、世をあげて非難を集中しているのではありません。ことに、池田さんの党内においてさえ、藤山愛一郎氏や佐藤榮作氏のいわゆる実力者もまた批判をし、反省を求めていることは、周知の事実であります。さらに、総選挙に公約いたしましたところの公共料金の値上げの抑制に対しても、選挙後の今日において、公然となしく値上げをしようとしていることは、本国会における総理の発言をもつて明らかであるところであり、まさに選挙民を愚弄するもはなはだしいものと言わなければならぬと思っております。(拍手)

かかる性格によつて裏づけされている本予算案に対しましては、国民の名において、断固として反対しなければならぬのであります。

反対の第三の理由は、国家公務員の給与改定内容についてであります。本年八月に人事院勧告が発表されましたが、わが社会党は、この勧告を批判する態度を明らかにしたのであります。すなわち、人事院の調査が実態を正確に把握していないことが第一点であり、第二点は、民間給与に対し勧告の水準が低いこと、第三点としましては、勧告時期がおそきに失していることを指摘しているのであります。しかるに、政府が提出した給与改定案は、さらに一そう勧告案を下回り、五月実施の勧告を一方的に十月の実施といた

しているのであります。先般の衆議院予算委員会において、給与担当大臣である大橋労働大臣は、国家公務員法のいう「人事院勧告を尊重すべし」という趣旨の規定は、ただ給与改定の内容のみでなく、当然実施時期をも尊重するべきものであるという趣旨の答弁をしているのであります。加うるに、公務員諸君が最も関心を持っている格差是正についても、わずかに一千四百円より配慮されていないのであります。政府は、ただ法の精神をじゅうりんして、ただ法の精神をじゅうりんして、片方の愛情すら持ち合わせていないのであります。愛情なき政治のまかり通るところ、断じて人つくりも國つくりもな存するのであります。(拍手)

反対の第四の理由は、政府の人命軽視の態度であります。池田内閣の列挙ならぬ経済政策の暴走によりまして、いまや、国民の生命の犠牲にさらされるに至っているのがあります。さきの国鉄三河島事故から今回の鶴見事故に至るまで、さらに続く回数にわたる連続する事故、一方、くしくも時を同じくして発生いたしました三池三川坑の大惨事、続いて起こったところの福炭坑の爆発、この現実、一切の弁解の余地のない、悲しむべき、憎むべき人災であることは、疑い余地のないところであります。国民ひとしく恐怖し、憤激を禁じ得ないこれら世紀の大惨劇に對しまして、だれ一人として責任をとる者がないというのは、一体どうしたことでありましょう。いかに、もつともらしい言辭

をもつて責任をあいまいにしようとし、ましても、だれがどんな責任をとるべきかは国民大衆がよく知つておられます。本補正予算におきましても、国鉄新幹線工事費の穴埋めとして四百四十三億円を計上いたしておられますが、あえて言うならば、新幹線の予算ほど不可解なものはないと思つておられます。当初約二千億円の計画予算が二回も手直しをすることになり、さらに最終完成までには約二倍、実質四千億近くに膨張することは必至でありましょう。何千億という巨額の予算が二倍も見込みが違ふということ自体、まさに異常なる事実と言わなければならぬのであります。当初のどんぶり勘定の予算、国鉄の機構運営の重大なる欠陥、関東軍といわれた新幹線総局によるずさんなる経理、果ては、総局長以下の汚職の続発等、国民感情としては、理屈抜きにいたしまして、何としても納得のできない穴埋め予算であるといわなければならぬのであります。しかも、新幹線工事のために現実に修繕費が大幅に犠牲になり、さらに総裁が言う企業的精神を發揮するのあまり、国鉄本来の使命である公共性の影が極端に薄くなり、もうかる急行列車をふやすが、大衆のための普通列車や通勤列車が犠牲になり、利潤追求のために民間分野にまで手を伸ばす等、あまりにも企業性に過ぎる国鉄の現状が、あらゆる禍根の本源になつておられることは、疑いもない事実であると存するのであります。この際、国鉄のあり方は、人命尊重を重視して、抜本的に再検討されるべきと存するのであります。政府は事故防止の本源をあらえて正そうとし

ない態度は、まことにもつて不可解といわなければなりません。また、三池三川坑の空前の惨事に対しまして、政府は石炭鉱業合理化事業団から整備資金をわずかに十億円を繰り上げ融資してきたのみで、その後保安対策あるいは遺族補償対策、さらには罹災者補償対策につきましまして、何ら人間的らしい手当てをしていないのであります。政府は現在の石炭合理化計画に再検討を加え、人命を大切にすることを基調とする抜本的な対策をすみやかに立てることを、強く要望するものであります。以上反対の理由を申し述べて、討論を終わるものであります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 高山恒雄君。高山恒雄君登壇、拍手。高山恒雄君 私は、民主社会党を代表して、政府提出の昭和三十八年度予算補正三案に對して、反対の態度を明らかにいたします。今回の政府案は、すでに総選挙前の臨時国会に提出されて流産となり、あらためて本国会に提出されたものであります。補正内容の大半は既定経費の不足分の補てんであります。すなわち、食管会計への繰り入れ、農業共済再保険への繰り入れ、さらに、災害復旧事業費の追加、また、国鉄と電電公社の工事費の不足額の追加等であり、すなわち、これらについては財政法第二十九条の規定に見合うものとして承認をいたします。私どもは、食管会計のあり方、東海道新幹線の竣工期や今後の所要経費の見込みについて多くの論点を持つておりますが、これらについては、いずれも明年早々の通常

国会における審議にゆだねることにしたいと思つておられます。しかしながら、政府案が二つあります。その第一点は公務員の給与改定、その第二点は財政融資計画の追加として中小企業向け融資を落としている点であります。この双方とも、こゝ申し上げただけで、政府は、私が述べようとするところが、すでにおわかりだろうと思つておられます。それほどわかり切つた補正措置を政府案は実施してないのであります。すなわち、第一点として、公務員給与改定について、政府は、人事院の勧告を尊重したと言いつながら、実施期を五月一日でなく十月一日に繰り下げることによつて、勧告の実質を少しも尊重していないのであります。勧告は、民間給与との水準の格差、及び四月一日現在における過去一年間の消費者物価の値上がりと生計費の値上りに基づいて六・七％のベアスアップ、このほかに、通勤手当あるいは期末・勤勉手当の増額を指示しております。ここに示された民間給与との格差、物価と生計費の上昇が、四月一日現在をもつて全く固定しており、くまなく繰り下げられているならば、財源上の理由によつて実施期間を十月一日に繰り下げても、勧告の実質を必ずしも尊重しなかつたとはいえないかもしれせん。しかしながら、四月一日より十月一日までの六カ月間に、毎月勤労統計を見るように、民間給与水準は上昇しております。消費者物価も上昇しております。したがつて、十月一日にさかのぼつて六・七％の比率のベアスアップを行なうというその比率は、人事院勧告の示した比率とは、すでに意味が違つていま

す。すなわち、名目上は六・七%でも、実質はすでにそれ以下になっているのであります。私は、このようなごまかしが、人事院勧告の尊重というペールをかぶって横行することは、ゆゆしき問題であると思つておられます。これこそ、政治と行政の民主化のとりでとして、わが国民がかちえた民主的の制度を、政府が骨抜きにすることであつて、私も民社党は、これを断じて容認することはできません。しかも、五月一日にさかのほつて、九月までの半年間の所要経費は、一般会計分で約二百二十億円でありますが、この金額は、本年度の租税自然増収をもつて優にまかない得るものであることは、政府がよく承知しているはずであります。

第二点として、政府は、政府関係機関予算の補正として、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金の三機関に対する財政融資を行つておられます。政府は年末融資として短期資金の放出を、三機関に対する貸し付けと市中金融機関に対する貸しオペという形で行なつております。これは中小企業の年末資金の需要増という季節的な現象に対する例年の手当てであつて、別に政策金融ではありません。私が申し上げたいのは、池田首相の総選挙中の公約にあつたとおり、中小企業政策の革命的な前進は目下の急務なのです。それは、所得増進計画の「ア・ブ・ケ」といふことを離れて、明年上期は明らかに金融の引き締め時期であり、その期間は明年度一ぱい中小企業に対して継続しそなうな配分が濃厚になつてきている現在、中小企業政策の第一弾は、まず低利な長期資金の供給から始

めるべきが当然であつて、補正予算の編成のときこそ、これを実施すべき絶好の機会だからであります。政府が意図されている年末六百五十億円の短期融資は、おそらく明春の金融引き締めが最も強化される時期に引き揚げとなるであります。私は、最近の郵便貯金の増加にかんがみて、三機関に対して合計千五百億円程度の資金運用部資金を融資する余裕はあるはずだと考えます。

すでに十六日には、自民党の明年度予算編成大綱が発表され、今週中には政府のそれも発表されましよう。私は、現在の派閥的均衡の上に乗る池田内閣としては、経済刺激を避ける予算編成と称しながら、実は各方面の圧力に迎合した総花的無性格予算が編成されるおそれがあると思つておられます。そこには、社会保障、また文教も若干の予算増額は計上されるかもしれませんが、しかしながら、この補正予算の公務員給与改定のように、勧告尊重という名前の勧告軽視と同様な予算編成、すなわち、偽善が横行することを私は最もおそれるのであります。先日の總理の所信表明が実質よりも形容詞のほうにぎやかであつたことと同様なことが、予算編成で行なわれては、全く國民が迷惑をするのであります。

私は、強く政府に警告を加え、私の反対討論を終わります。(拍手)
○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより採決をいたします。三案に三案全部を問題に供します。

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。(拍手)

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、

(いずれも内閣提出、衆議院送付) 以上三案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長三木與吉郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年十二月十四日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三 殿

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

〔昭和二十五年法律第九十五号〕の一部を次のように改正する。

第六條の二(行政職俸給表(一))を「前條の規定に基づき人事院規則で指定する官職を除くほか、行政職俸給表(一)に、「前條」を「第六條」に改め、同條を第六條の三とし、第六條の次に次の一條を加える。

第六條の二(行政職俸給表(一))の適用を受ける職員に占める官職のうち事務次官その他の官職で人事院規則で指定するものは、一等級の官職とし、これらの官職を占める職員の俸給月額額は、同表一等級の特号俸の額とする。

2 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員に占める官職のうち東京大学の学長その他の官職で人事院規則で指定するものは、一等級の官職とし、これらの官職を占める職員の俸給月額額は、人事院規則で定めるところにより、同表一等級の特号俸又は特二号俸の額とする。

第十二條第二項中「七百五十円」を「九百円」に、「その額が二百円に満たないときは二百円」を「その額が三百円に満たないときは三百円」(その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあつては、その額が三百五十円に満たないときは三百五十円)に改め、同條第三項中「二百円」を「三百円」(その使用する自転車等が原動機付のものである場合にあつては、三百五十円)に改める。

第十九條の三を削る。

第十九條の四第一項後段中「職員で人事院規則で定めるもの」を「職員(第二十三條第七項の規定の適用を

受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。)」に改め、同條第二項中「百分の百九十」を「百分の二百」に改め、同條に次の一項を加え、同條を第十九條の三とする。

3 前項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九條の五第一項後段中「職員で人事院規則で定めるもの」を「職員(人事院規則で定める職員を除く。)」に改め、同條第二項中「左の各号に掲げる支給日の区分に応ずる割合」を「百分の三十」に改め、各号を削り、同條を第十九條の四とし、同條の次に次の一條を加える。

(特定の職員に對しての適用除外)
第十九條の五 第八條、第十條から第十三條の二まで、第十六條、第十七條第二項、第十八條、第十九條の二及び前條の規定は、第六條の二の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員には適用しない。

2 第十六條、第十七條第二項、第十八條及び第十九條の二の規定は、第十條の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員には適用しない。

第二十三條第二項、第三項及び第五項中及び扶養手当を、「扶養手当及び期末手当」に改め、同條に次の一項を加える。

7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で期末手当の支給日前一月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。)」に改め、同條第二項中「百分の百九十」を「百分の二百」に改め、同條に次の一項を加え、同條を第十九條の三とする。

3 前項に規定する在職期間の算定に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九條の五第一項後段中「職員で人事院規則で定めるもの」を「職員(人事院規則で定める職員を除く。)」に改め、同條第二項中「左の各号に掲げる支給日の区分に応ずる割合」を「百分の三十」に改め、各号を削り、同條を第十九條の四とし、同條の次に次の一條を加える。

(特定の職員に對しての適用除外)
第十九條の五 第八條、第十條から第十三條の二まで、第十六條、第十七條第二項、第十八條、第十九條の二及び前條の規定は、第六條の二の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員には適用しない。

2 第十六條、第十七條第二項、第十八條及び第十九條の二の規定は、第十條の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員には適用しない。

第二十三條第二項、第三項及び第五項中及び扶養手当を、「扶養手当及び期末手当」に改め、同條に次の一項を加える。

7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で期末手当の支給日前一月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

昭和三十三年十二月十八日 参議院會議録第五号 一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案外二件

別表第一 行政職俸給表
イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	94,100	68,100	47,100	32,700	24,300	19,200	16,100	12,000
2	97,800	71,600	49,600	34,800	26,300	20,700	17,100	12,400
3	101,500	75,100	52,200	36,900	28,300	22,300	18,100	12,800
4	105,200	78,600	54,800	38,900	30,300	24,000	19,200	13,200
5	108,900	82,100	57,400	40,800	32,200	25,800	20,700	13,600
6	112,600	85,600	60,100	42,700	34,100	27,600	22,200	14,300
7	116,300	89,100	62,800	44,500	36,000	29,400	23,700	15,200
8	120,000	92,600	65,500	46,300	37,800	31,100	25,300	16,100
9	123,700	95,700	68,200	48,100	39,400	32,800	26,900	17,000
10		98,300	70,700	49,900	40,800	34,200	28,400	17,900
11		100,300	72,700	51,700	42,100	35,600	29,500	18,800
12		101,800	74,700	53,500	43,300	36,800	30,600	19,800
13		103,300	76,500	55,300	44,200	37,700	31,700	20,900
14			78,000	57,100	45,000	38,400	32,400	21,900
15				58,800	45,700	39,100	33,100	22,500
16				60,400	46,400	39,800		23,100
17				61,800	47,100			23,600
18				62,900				
特	160,000							

備考 (一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) この表の1等級の特号俸は、第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のみ適用する。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	26,000	19,300	16,300	12,200	10,500
2	27,500	20,500	17,300	12,800	10,900
3	29,100	21,700	18,300	13,400	11,300
4	30,700	23,200	19,300	14,000	11,700
5	32,300	24,600	20,300	14,700	12,200
6	33,800	26,000	21,300	15,500	12,700
7	35,300	27,300	22,500	16,300	13,200
8	36,600	28,600	23,700	17,100	13,700
9	38,000	29,900	24,800	18,000	14,500
10	39,400	31,100	25,700	18,900	15,200
11	40,500	32,200	26,600	19,600	15,900
12	41,400	33,300	27,400	20,200	16,500
13	42,300	34,200	28,200	20,800	17,100
14	43,200	35,200	28,900	21,400	17,600
15	44,100	36,100	29,600	22,100	18,100
16	45,000	36,800	30,300	22,800	18,600
17	45,800	37,400	31,000	23,500	19,100
18	46,500	38,000	31,600	24,200	19,600
19	47,200	38,600	32,100	24,900	20,100
20	47,900	39,100	32,600	25,600	20,600
21	48,600	39,600	33,100	26,200	21,200
22	49,300	40,100	33,600	26,800	21,900
23	49,900	40,600	34,100	27,400	22,600
24	50,500	41,100	34,600	27,900	23,300
25	51,100	41,600	35,100	28,400	24,000
26	51,700			28,900	24,600
27					25,200
28					25,700
29					26,200
30					26,700

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額						
1	57,400	47,100	36,900	28,300	22,300	18,100	13,000
2	60,100	49,600	39,000	30,300	24,000	19,200	13,500
3	62,800	52,200	41,100	32,300	25,800	20,700	14,000
4	65,500	54,800	43,200	34,300	27,600	22,200	14,500
5	68,200	57,400	45,100	36,300	29,400	23,700	15,200
6	70,700	60,100	46,900	38,200	31,200	25,300	16,100
7	72,700	62,300	48,700	40,000	33,000	26,900	17,000
8	74,700	64,000	50,500	41,500	34,800	28,400	17,900
9	76,500	65,700	52,300	43,000	36,400	29,800	18,800
10	78,000	67,000	54,100	44,400	37,800	31,200	19,800
11		68,300	55,900	45,500	38,800	32,500	21,200
12		69,600	57,700	46,400	39,600	33,300	22,500
13		70,900	59,300	47,300	40,400	34,100	23,300
14			60,900	48,000	41,200	34,700	23,900
15			62,300	48,700	41,900	35,300	24,500
16			63,400				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸給月額						
1	57,400	47,100	36,900	24,400	18,100	15,100	13,700
2	60,100	49,600	39,000	26,300	19,300	16,100	14,100
3	62,800	52,200	41,100	28,300	20,800	17,100	14,500
4	65,500	54,800	43,200	30,300	22,400	18,100	15,100
5	68,200	57,400	45,100	32,300	24,100	19,300	16,100
6	70,700	60,100	46,900	34,300	25,900	20,800	17,100
7	72,700	62,300	48,700	36,400	27,700	22,300	18,100
8	74,700	64,000	50,500	38,200	29,500	23,900	19,300
9	76,500	65,700	52,300	40,000	31,200	25,600	20,800
10	78,000	67,000	54,100	41,800	32,900	27,300	22,300
11		68,300	55,900	43,600	34,600	29,000	23,900
12		69,600	57,700	45,000	36,300	30,700	25,600
13		70,900	59,300	46,200	37,900	32,400	27,300
14			60,900	47,100	39,300	34,100	29,000
15			62,300	47,800	40,300	35,800	30,700
16			63,400	48,500	41,300	37,300	32,400
17				49,200	42,300	38,500	33,900
18				49,900	43,300	39,400	35,400
19				50,600	44,100	40,200	36,600
20				51,300	44,900	41,000	37,600
21				52,000	45,600	41,800	38,300
22					46,300	42,500	39,000
23					47,000	43,200	39,700
24					47,700	43,900	40,400
25					48,400	44,600	41,000
26					49,100	45,300	41,600
27						46,000	42,200
28						46,700	42,800
29							43,400
30							44,000

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年十二月十八日 参議院會議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

昭和三十八年十二月十八日 参議院會議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	57,400	47,100	36,900	28,300	22,300	18,100	13,300	11,400
2	60,100	49,600	39,000	30,300	24,000	19,200	13,800	11,800
3	62,800	52,200	41,100	32,300	25,800	20,700	14,300	12,300
4	65,500	54,800	43,200	34,300	27,600	22,200	15,100	12,800
5	68,200	57,400	45,100	36,300	29,400	23,700	15,900	13,300
6	70,700	60,100	46,900	38,200	31,200	25,300	16,900	13,800
7	72,700	62,300	48,700	40,000	33,000	26,900	17,900	14,300
8	74,700	64,000	50,500	41,500	34,800	28,400	19,000	14,800
9	76,500	65,700	52,300	43,000	36,400	29,800	20,300	15,700
10	78,000	67,000	54,100	44,400	37,800	31,200	21,700	16,700
11		68,300	55,900	45,500	38,800	32,500	23,100	17,700
12		69,600	57,700	46,400	39,600	33,300	24,500	18,700
13		70,900	59,300	47,300	40,400	34,100	25,900	19,900
14			60,900	48,000	41,200	34,800	27,300	21,200
15			62,300	48,700	41,900	35,500	28,300	22,300
16			63,400		42,600	36,200	29,300	23,300
17					43,300	36,900	30,200	24,200
18						37,500	30,900	25,100
19						38,100	31,600	26,000
20							32,200	26,800
21							32,800	27,600
22							33,400	28,200

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	50,500	37,800	37,900	20,000	14,200
2	53,300	40,500	30,300	21,300	14,600
3	56,100	43,100	32,800	22,700	15,300
4	58,900	45,700	35,100	24,100	16,200
5	61,700	48,100	37,400	25,900	17,400
6	64,500	50,300	39,600	27,700	18,700
7	67,300	52,400	41,800	29,500	20,000
8	70,000	54,300	44,000	31,400	21,100
9	72,600	56,200	45,900	33,300	22,200
10	75,200	58,000	47,200	35,100	23,400
11	77,500	59,800	48,500	36,600	24,800
12	79,400	61,400	49,700	38,000	26,200
13	81,200	62,700	50,800	39,300	27,500
14	82,900	64,000	51,700	40,400	28,800
15	84,500	65,100	52,600	41,300	30,100
16	86,000			42,200	31,300
17	87,400			43,100	32,400
18					33,400
19					34,300
20					34,900
21					35,500

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	27,800	20,600	15,600	11,900
2	29,800	21,800	16,500	12,500
3	31,800	23,000	17,500	13,000
4	33,700	24,300	18,500	13,600
5	35,500	26,000	19,500	14,200
6	37,200	27,800	20,600	14,800
7	38,800	29,600	21,700	15,600
8	40,400	31,400	22,900	16,400
9	41,500	33,000	24,100	17,200
10	42,600	34,600	25,500	18,100
11	43,700	36,000	27,000	19,100
12	44,800	37,300	28,400	20,100
13	45,900	38,600	29,500	21,100
14	46,900	39,400	30,600	22,100
15	47,900	40,200	31,600	23,100
16	48,900	41,000	32,600	24,100
17	49,900	41,800	33,600	25,000
18	50,800	42,500	34,600	25,900
19	51,700	43,200	35,300	26,800
20	52,600	43,900	36,000	27,600
21	53,500	44,600	36,700	28,400
22	54,300	45,200	37,300	29,200
23			37,900	30,000
24				30,600

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	94,100	47,200	33,900	27,700	18,000	13,600
2	97,800	49,900	36,500	30,100	19,200	14,400
3	101,500	52,700	39,100	32,500	20,400	15,400
4	105,200	55,500	41,800	34,900	21,900	16,400
5	108,900	58,300	44,500	37,300	23,600	17,500
6	112,600	61,100	46,900	39,700	25,300	18,600
7	116,300	63,900	48,900	42,100	27,100	19,900
8	120,000	66,700	50,900	43,900	29,000	21,500
9	123,700	69,500	52,900	45,600	31,000	23,200
10		72,300	54,900	47,300	33,000	25,000
11		75,100	56,900	48,900	35,000	26,800
12		77,900	58,900	50,500	37,000	28,700
13		80,700	60,900	52,100	39,000	30,600
14		83,500	62,900	53,700	40,400	32,400
15		86,200	64,900	55,300	41,600	34,200
16		88,900	66,700	56,900	42,700	35,700
17		91,500	68,500	58,500	43,800	37,000
18		93,400	70,100	60,100	44,900	38,100
19		95,500	71,500	61,700	46,000	39,200
20		97,600	72,900	63,100	47,000	40,200
21		99,600	74,100	64,500	48,000	41,100
22		101,500	75,300	65,900	49,000	41,900
23		103,300		67,200	49,900	42,700
24				68,300	50,800	43,500
25				69,300	51,700	44,300
26						45,000
特 1	170,000					
特 2	180,000					

備考 (一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。
 (二) この表の1等級の特1号俸及び特2号俸は、第六条の二第二項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める職員のみ適用する。
 (三) この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるものみに適用する。

昭和三十三年十二月十八日 参議院会議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

昭和三十三年十二月十八日 参議院會議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	39,400	16,700	12,800
2	41,300	18,000	13,200
3	43,200	19,000	13,600
4	45,100	20,000	14,300
5	47,000	21,100	15,100
6	49,100	22,700	16,000
7	51,200	24,300	17,000
8	53,300	26,000	18,100
9	55,400	27,900	19,200
10	57,500	29,900	20,400
11	59,700	31,900	22,000
12	61,900	33,800	23,700
13	64,100	35,700	25,500
14	66,100	37,600	27,200
15	68,100	39,200	28,900
16	70,100	40,800	30,600
17	72,100	42,400	32,300
18	73,800	44,100	34,000
19	75,400	45,700	35,600
20	76,800	47,400	36,700
21	78,200	49,100	37,600
22	79,500	50,900	38,500
23	80,700	52,700	39,400
24		54,500	40,100
25		56,400	40,700
26		58,300	41,300
27		60,200	41,900
28		62,100	42,500
29		63,400	
30		64,700	
31		66,000	
32		67,200	
33		68,300	
34		69,400	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	31,200	14,300	12,800
2	33,100	15,400	13,200
3	35,000	16,700	13,600
4	36,800	18,000	14,300
5	38,500	18,900	15,100
6	40,200	19,800	16,000
7	41,900	20,800	17,000
8	43,600	22,300	18,000
9	45,300	23,800	19,000
10	47,000	25,300	20,000
11	48,700	27,200	21,400
12	50,400	29,200	22,800
13	52,200	31,100	24,400
14	54,100	33,000	26,000
15	56,000	34,800	27,500
16	57,900	36,600	28,900
17	59,800	38,200	30,100
18	61,700	39,700	31,300
19	63,000	41,100	32,400
20	64,300	42,500	33,300
21	65,600	43,900	34,100
22	66,900	45,300	34,800
23	68,000	46,600	
24	69,100	47,800	
25	70,000	49,000	
26	70,900	50,200	
27		51,400	
28		52,500	
29		53,600	
30		54,700	
31		55,700	
32		56,700	
33		57,600	
34		58,500	
35		59,400	
36		60,200	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ニ 教育職俸給表(四)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	75,000	39,100	27,700	19,000	14,300
2	77,800	41,800	30,100	20,000	15,400
3	80,600	44,500	32,500	21,100	16,700
4	83,400	46,900	34,900	22,700	18,000
5	86,100	49,100	37,300	24,300	19,000
6	88,800	51,300	39,700	26,000	20,000
7	91,200	53,500	42,100	27,900	21,100
8	93,400	55,900	44,500	29,900	22,700
9	95,500	58,300	46,900	31,900	24,300
10	97,600	61,100	48,900	33,800	26,000
11	99,600	63,900	50,900	35,700	27,900
12	101,500	66,700	52,900	37,600	29,600
13	103,400	69,500	54,900	39,200	31,300
14		72,300	56,900	40,800	33,000
15		75,100	58,900	42,400	34,800
16		77,900	60,900	44,100	36,600
17		80,700	62,900	45,700	37,800
18		83,500	64,900	47,400	38,900
19		86,200	66,700	49,100	39,900
20		88,900	68,500	50,900	40,900
21		91,000	70,100	52,700	41,800
22			71,500	54,500	42,700
23			72,900	56,400	43,600
24			74,100	58,300	44,500
25				60,200	45,400
26				62,100	46,300
27				63,400	
28				64,700	
29				66,000	
30				67,200	
31				68,300	
32				69,400	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師及び助手に適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	94,100	43,500	26,800	16,500	13,600	12,000
2	97,800	45,600	28,800	17,700	14,400	12,400
3	101,500	47,700	31,000	18,900	15,400	12,800
4	105,200	49,800	33,200	20,200	16,400	13,200
5	108,900	51,900	35,400	22,000	17,500	13,600
6	112,600	54,200	37,600	23,900	18,600	14,400
7	116,300	56,500	39,800	25,800	19,900	15,400
8	120,000	59,100	41,600	27,700	21,500	16,400
9	123,700	62,300	43,300	29,600	23,200	17,400
10		65,500	44,900	31,600	25,000	18,400
11		68,700	46,400	33,600	26,800	19,400
12		72,100	47,900	35,600	28,700	20,600
13		75,500	49,400	37,600	30,600	21,700
14		78,900	50,900	39,200	32,400	22,800
15		82,300	52,400	40,700	34,200	23,500
16		85,700	53,900	42,200	35,700	24,100
17		88,600	55,400	43,700	37,000	24,700
18		91,400	56,800	45,200	38,100	
19		93,500	58,200	46,600	39,200	
20		95,200	59,600	47,900	40,200	
21		96,800	61,000	49,100	41,100	
22		98,400	62,300	50,300	42,000	
23		100,000	63,500	51,900	42,800	
24			64,600	52,200	43,600	
25			65,600	53,100	44,400	
26				54,000	45,100	
27				54,800		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十一年十二月十八日 参議院會議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

昭和三十三年十二月十八日 参議院會議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

別表第七 医療職俸給表
イ 医療職俸給表(-)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	94,100	63,900	44,500	33,900	20,400
2	97,800	66,700	47,200	36,500	21,900
3	101,500	69,500	49,900	39,100	23,600
4	105,200	72,200	52,600	41,800	25,300
5	108,900	74,800	55,300	44,500	27,000
6	112,600	77,400	58,000	46,900	30,100
7	116,300	80,000	60,600	48,900	32,500
8	120,000	82,600	63,200	50,900	34,900
9	123,700	85,200	65,800	52,900	37,300
10		87,800	68,400	54,900	39,700
11		89,800	70,900	56,900	42,100
12		91,800	73,400	58,900	43,900
13		93,500	75,300	60,900	45,600
14		95,200	77,000	62,400	47,300
15		96,800	78,500	63,900	48,900
16		98,400	80,000	65,300	50,500
17		100,000	81,400	66,700	52,100
18			82,800	68,000	53,600
19			84,100	69,200	55,000
20				70,300	56,300
21				71,400	57,500
22					58,500
23					59,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(口)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	51,100	36,500	22,400	16,100	13,600	12,400
2	54,000	38,700	24,400	17,100	14,300	12,800
3	56,900	40,900	26,400	18,100	15,200	13,200
4	59,700	43,100	28,400	19,200	16,100	13,600
5	62,500	45,100	30,400	20,700	17,000	14,300
6	65,300	47,100	32,300	22,200	18,000	15,200
7	68,000	49,100	34,200	23,700	19,100	16,100
8	70,000	51,000	36,100	25,500	20,400	17,000
9	72,000	52,800	37,900	27,300	21,800	17,700
10	73,600	54,600	39,500	29,200	23,300	18,300
11	75,200	56,400	41,000	31,000	24,800	18,900
12	76,700	57,800	42,400	32,600	26,400	19,500
13	78,000	59,100	43,600	34,000	28,000	20,000
14		60,300	44,700	35,300	29,300	
15		61,500	45,600	36,200	30,400	
16		62,600	46,500	37,100	31,400	
17			47,300	38,000	32,100	
18			48,100	38,800	32,800	
19				39,600	33,400	
20				40,400	34,000	
21				41,200		
22				41,900		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表

号	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1		29,800		22,100		15,400		12,800
2		31,800		23,800		16,300		13,400
3		33,800		25,800		17,200		14,000
4		35,800		27,800		18,100		14,600
5		37,700		29,700		19,200		15,400
6		39,400		31,500		20,500		16,200
7		41,100		33,300		21,900		17,100
8		42,700		35,000		23,300		18,000
9		44,100		36,600		24,700		19,000
10		45,400		38,000		26,200		20,100
11		46,700		39,400		27,600		21,200
12		48,000		40,400		29,000		22,300
13		49,300		41,200		30,200		23,400
14		50,600		42,000		31,200		24,400
15		51,800		42,700		32,000		25,300
16		52,800		43,400		32,800		25,800
17		53,700		44,100		33,500		26,300
18		54,600		44,800		34,200		
19		55,500		45,500		34,900		
20		56,400		46,200				
21		57,300		46,900				
22		58,200						
23		59,100						
24		60,000						

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年十二月十八日 参議院会議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

附 則

- 1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。
(高等学校等の教諭等の号俸の切替え等)
- 2 昭和三十八年十月一日(以下「切替日」という。)の前日において、その属する職務の等級が教育職俸給表(二)の二等級である職員(次項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸は、その者が切替日の前日において改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)の規定により受ける号俸(以下この項において「旧号俸」という。)の号数に一を加えて得た号数の号俸とし、その者に対する切替日以降における最初の法第八条第六項の規定の適用については、その者が旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあつては、人事院の定める期間を増減した期間)を切替日における号俸を受ける期間に通算する。
(最高号俸等を受ける職員の切替え等)
- 3 切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。
(昇給期間の短縮)
- 4 昭和三十七年九月三十日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第六号)による改正前の法の規定により附則別表に掲げられている号俸を受けていた職員及び職務の等級の最高の号俸をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ人事院の定めるもの並びに人事院の定めるこれらに準ずる職員に対する切替日(同日において改正前の法第八条第六項又は第八項ただし書の規定により昇給した職員にあつては、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))以降における最初の法第八条第六項又は第八項ただし書の規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で人事院の定めるものを除き、同条第六項中「十二月」とあるのは「九月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「二十一月」と、「十八月」とあるのは「十五月」とする。
(切替日から施行日の前日までの間の異動者等の号俸等の調整)
- 5 切替日から施行日の前日までの間において、改正前の法の規定により、新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及

びそれらを受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(切替日前の異動者等の号俸等の調整)

6 昭和三十七年十月一日から切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員及び人事院が定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びそれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号俸等の基礎)

7 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従って定められたものでなければならぬ。

(人事院規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(給与の内払)

9 改正前の法の規定に基づいて、切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号))

10 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八項中「第十九条の四」を「第十九条の三」に、「改正後の法第十九条の五第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の法第十九条の五第二項及び第二十三条第二項から第五項まで中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とを、「改正後の法第十九条の四第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」と、改正後の法第二十三条第二項及び第三項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と、改正後の法第二十三条第四項中「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」と、改正後の法第二十三条第五項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」とに改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、附則第二十項の規定による暫定手当の額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該暫定手当の額とする。

附則別表

俸給表	職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
行政職俸給表(一)			1 - 13	1 - 14	1 - 19	5 - 19	9 - 19	12 - 18	
行政職俸給表(二)		5 - 29	11 - 29	14 - 29	21 - 30	28 - 33			
税務職俸給表		1 - 10	1 - 13	1 - 17	3 - 17	7 - 18	10 - 18		
公安職俸給表(一)		1 - 10	1 - 13	1 - 17	5 - 21	10 - 26	13 - 28	16 - 30	
公安職俸給表(二)		1 - 10	1 - 13	1 - 17	3 - 17	7 - 20	10 - 22	16 - 25	20 - 25
海事職俸給表(一)		1 - 17	2 - 17	7 - 18	12 - 20	18 - 24			
海事職俸給表(二)		7 - 26	12 - 25	17 - 26	23 - 26				
教育職俸給表(一)			1 - 23	3 - 24	6 - 28	12 - 28	15 - 27		
教育職俸給表(二)		1 - 23	12 - 21	18 - 31					
教育職俸給表(三)		1 - 27	15 - 38	18 - 25					
研究職俸給表			1 - 22	5 - 27	12 - 30	15 - 29			
医療職俸給表(一)			1 - 16	1 - 19	3 - 23	10 - 26			
医療職俸給表(二)		1 - 13	1 - 16	7 - 21	12 - 25	15 - 23			
医療職俸給表(三)		2 - 24	7 - 24	13 - 21	17 - 19				

備考 本表中「1-13」等とあるのは、「1号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

昭和三十八年十二月十八日 参議院會議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年十二月十四日

参議院議長 重宗雄三殿

衆議院議長 船田 中

特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「十九万円」を「三十万円」に改める。

第四条第二項中「六千二百円」を「七千円」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	四〇〇、〇〇〇円
内閣副総理大臣	三〇〇、〇〇〇円
内閣官房長官	二五〇、〇〇〇円
総理府総務長官	二五〇、〇〇〇円
内閣法制局長官	二五〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員長	二五〇、〇〇〇円
宮内庁長官	二五〇、〇〇〇円
検査官(会計検査院長を除く。)	二二〇、〇〇〇円
人事官(人事院総裁を除く。)	二二〇、〇〇〇円
政務次官	一八〇、〇〇〇円
内閣官房副長官	一八〇、〇〇〇円
総理府総務副長官	一八〇、〇〇〇円
待従長	一八〇、〇〇〇円
国家公安委員会委員	一六〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員	一六〇、〇〇〇円
土地調整委員会委員	一六〇、〇〇〇円
文化財保護委員会委員長	一六〇、〇〇〇円
地方財政審議会会長	一六〇、〇〇〇円
式部官長	一六〇、〇〇〇円

別表第二

官 職 名	俸 給 月 額
土地調整委員会委員	一四〇、〇〇〇円
首都圏整備委員会委員	一四〇、〇〇〇円
社会保険審査会の委員長及び委員	一四〇、〇〇〇円
労働保険審査会委員	一四〇、〇〇〇円
地方財政審議会委員	一四〇、〇〇〇円
原子力委員会の常勤の委員	一四〇、〇〇〇円
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	一四〇、〇〇〇円
科学技術会議の常勤の議員	一四〇、〇〇〇円
運輸審議会委員	一四〇、〇〇〇円
東宮大夫	一四〇、〇〇〇円

別表第三

官 職 名	俸 給 月 額
大 使	二五〇、〇〇〇円
四号俸	一八〇、〇〇〇円
三号俸	一六〇、〇〇〇円
二号俸	一四〇、〇〇〇円
一号俸	一二〇、〇〇〇円
公 使	一四〇、〇〇〇円
四号俸	一六〇、〇〇〇円
三号俸	一四〇、〇〇〇円
二号俸	一二〇、〇〇〇円
一号俸	一〇〇、〇〇〇円

21 附則 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十八年十月一日から適用する。改正前の特別職の職員給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十八年十月一日からこの法律の施行の日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

官 職 名	俸 給 月 額
秘 書 官	八〇、〇〇〇円
八号俸	七三、〇〇〇円
七号俸	六六、〇〇〇円
六号俸	五九、〇〇〇円
五号俸	五二、〇〇〇円
四号俸	四五、〇〇〇円
三号俸	三八、〇〇〇円
二号俸	三一、〇〇〇円
一号俸	二四、〇〇〇円

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年十二月十四日

衆議院議長 船田 中

参議院議長 重宗 雄三 殿

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第六条の二」を「第六条の三」に、「前条」とあるのは「前二項」とを「第六条」とあるのは「第六条第三項」とに改める。

第十四条第二項中「及び第十六条から第十九条の三まで」を「第十六条から第十九条の二まで及び第十九条の五第二項」に、「及び第十九条の二第一項」を、「第十九条の二及び第十九条の五第二項」に、「第十九条の三」を、「第十九条の五第二項」に改める。

第十八条第二項中「三千二百五十円」を「三千五百八十五円」に改める。第十八条の二第二項中「第十九条の四及び第十九条の五」を「第十九条の三及び第十九条の四」に、「第十九条の四第二項」を「第十九条の三第一項中「第二十三条第七項」とあるのは

「防衛庁職員給与法第二十三条第六項」と、一般職の職員の給与に関する法律第十九条の三第二項に、「第十九条の五第二項」を同法第十九条の四第二項に改める。

第二十三条第二項中「事務次官及び議長にあつては俸給を、参事官等、事務官等及び幹部自衛官にあつては俸給及び扶養手当を、陸曹等にあつては俸給、扶養手当及び営外手当をいう。」を「事務次官及び議長にあつては俸給及び期末手当を、参事官等、事務官等及び幹部自衛官にあつては俸給、扶養手当及び期末手当を、陸曹等にあつては俸給、扶養手当、営外手当及び期末手当をいう。」に改め、同条第四項中「俸給等」の下に「(期末手当を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

6 第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で期末手当の支給日前一月以内に退職し、又は死亡したときは、その支給日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、政令で定める職員については、この限りでない。

第二十四条第一項中「俸給等」の下に「(期末手当を除く。以下次項において同じ。)」を加える。

第二十五条第二項中「六千三百円」を「七千四百円」に改める。

第二十九条中「において準用する同法第五十九条第二項」を削り、「同法第六十六条第五項」を「同条第五項」に、「第五十九条第二項の規定による」を「第六十六条第五項の」に改める。別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官長 俸給月額	官職 職務の等級 号	参事官等		
		1 等級 俸給月額	2 等級 俸給月額	3 等級 俸給月額
160,000	1	76,200	52,700	29,400
	2	80,100	55,500	31,600
	3	84,000	58,400	33,900
	4	87,900	61,300	36,500
	5	91,800	64,200	38,900
	6	95,700	67,200	41,300
	7	99,600	70,200	43,500
	8	103,500	73,200	45,600
	9	107,000	76,200	47,700
	10	109,900	79,000	49,800
	11	112,100	81,300	51,800
	12	113,800	83,600	53,800
	13	115,500	85,500	55,800
	14		87,200	57,800
	15			59,800
	16			61,800
	17			63,300
	18			65,800
	19			67,600
	20			69,100
	21			70,400

昭和三十八年十二月十八日 参議院會議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

別表第二 自衛官俸給表

階級	陸海空		將		補		1陸		2陸		3陸		等		陸士長		1陸		2陸		3陸		等		
	甲		乙		海		空		海		空		海		空		海		空		海		空		
	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	俸月	給額	
1	111,200	82,500	66,500	54,600	47,300	42,500	34,500	27,600	25,400	20,100	17,100	15,900	13,500	12,300	11,400	10,800									
2	115,600	86,500	69,600	57,500	49,700	44,800	36,800	29,700	26,100	21,900	18,300	17,000	14,600	12,800											
3	120,000	90,500	72,700	60,500	51,900	47,200	39,100	31,900	27,400	23,800	20,100	18,200	15,700	13,400											
4	124,400	94,500	75,800	63,500	54,000	49,600	41,600	34,100	29,400	25,800	21,900	19,900	16,800	14,000											
5	128,800	98,500	79,000	66,500	56,100	51,800	43,700	36,200	31,500	27,900	23,800	21,600	17,900												
6	133,200	102,500	81,900	69,600	58,200	53,900	45,700	38,300	33,600	30,000	25,800	23,200	19,000												
7	137,600	106,500	84,800	72,700	60,300	55,900	47,700	40,400	35,500	31,900	27,900	24,300													
8	142,000	110,300	87,700	75,800	62,400	57,800	49,700	42,000	37,400	33,800	29,600	25,300													
9		113,300	90,000	79,000	64,500	59,700	51,700	43,600	39,300	35,400	30,800	26,200													
10		115,700	92,300	81,300	66,600	61,600	53,500	45,100	41,100	37,000	31,900	27,000													
11			94,500	83,600	68,700	63,100	54,800	46,300	42,700	38,600	33,000	27,800													
12			96,300	85,700	70,600	64,600	55,900	47,500	44,200	40,000	34,100	28,600													
13				87,500	72,300	65,900	56,900	48,500	45,100	40,900	35,200														
14					73,800	67,200	57,900	49,500	46,000	41,800	36,200														
15					75,200	68,400	58,900	50,400	46,900	42,700	37,000														
16					76,600	69,600	59,900	51,300	47,800	43,500	37,800														
17								52,200	48,700	44,300															
18									49,600	45,100															
19									50,500	45,900															
20									51,400	46,700															

備考 陸將、海將又は空將で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したときは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

附則
 1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行し、昭和三十一年十月一日から適用する。
 2 (俸給の切替日) 昭和三十一年十月一日(以下「切替日」といふ)における職員等の俸給月額は、附則第四項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」といふ)の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ)における俸給の幅のうちその者が受けていた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸と同一の改正後の俸給表(この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」といふ)別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後の一般職給与法」といふ)別表第一から別表第七までをいう。以下同じ)に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。(改正前の俸給月額を受けていた期間の通算)
 3 前項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員(新法第五條第三項の規定により準用する改正後の一般職給与法第六條の三前段の規定により俸給月額を受ける事務官等並びに新法別表第二備考の規定により同表に定める陸將、海將及び空將の甲の欄に掲げる俸給月額を受ける自衛官を除く)の切替日以降における最初の俸給月額を決定するに用いる新法第五條第四項の規定により準

用する改正後の一般職給与法第八條第六項の規定による昇給については、その者の切替日の前日における俸給月額を受けていた期間を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。
 4 切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸又は職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員等の切替日における俸給月額及びその俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間については、政令で定める。(昇給期間の短縮)
 5 昭和三十一年九月三十日において防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第七号)による改正前の防衛庁職員給与法の規定により附則別表に掲げられていた号俸の号数と同一の号数の号俸による俸給月額を受けていた職員及び職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員でそれぞれ総理府令で定めるもの並びに総理府令で定めるこれらに準ずる職員に対する切替日(同日において旧法第五條第四項の規定により準用する一般職改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の一般職給与法」といふ)第八條第六項又は同法第八項ただし書の規定により昇給した職員)にあつては、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)以降における最初の俸給月額を決定するに用いる改正後の一般職給与法第八條第六項又は同法第

昭和三十一年十二月十八日 参議院會議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

昭和三十三年十二月十八日 参議院會議録第五号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二件

- 八項ただし書の規定の適用については、当該適用の日までの間に職務の等級を異にする異動をした職員等で総理府令で定めるものを除き、同条第六項中「十二月」とあるのは「九月」と、同条第八項ただし書中「二十四月」とあるのは「十一月」と、「十八月」とあるのは「十二月」とする。
- 6 切替日から施行日までの間に異動した職員等の俸給月額等の調整
切替日から施行日の前日までの間に、旧法の規定により新たに同法別表第一若しくは別表第二又は改正前の一般職給与法別表第一から別表第七までの適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受ける俸給月額に異動があつた職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間については、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行ふことができる。
(切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整)
- 7 昭和三十三年十月一日から切替日の前日までの間に、職務の等級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の切替日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行ふことができる。
- 8 (改正前の俸給月額の基礎)
附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の適用により職員が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
(政令への委任)
附則第二項から前項までに定めるものは、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。
- 9 (給与の内払)
旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。
(大蔵大臣との協議)
- 10 附則第五項から第七項までの規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。
(防衛庁職員給与法の一部を改正する法律の一部改正)
- 11 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。
附則第十九項中「自衛官を」(一)等陸曹に、「新法第二十三條第二項中「事務次官及び議長にあつては俸給」とあるのは「事務次官及び議長にあつては俸給及び暫定手当」と、「及び扶養手当」とあるのは、「扶養手当及び暫定手当」とを「新法第二十三條第二項中「事務次官及び議長にあつては俸給」とあるのは「事務次官及び議長にあつては俸給、暫定手当」と、「扶養手当及び」とあるのは、「扶養手当、暫定手当及び」とに改める。

附則別表

イ 事務次官、議長及び参事官等俸給表の適用を受けていた職員についての表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
事務次官、議長及び参事官等俸給表	1-13	1-14	4-23

ロ 一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までの俸給表の適用を受けていた職員についての表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
行政職俸給表(一)	1-13	1-14	1-19	5-19	9-19	12-18	
行政職俸給表(二)	5-29	11-29	14-29	21-30	28-33		
教育職俸給表(一)	1-23	3-24	6-28	12-28	15-27		
研究職俸給表	1-22	5-27	12-30	15-29			
医療職俸給表(一)	1-16	1-19	3-23	10-26			
医療職俸給表(二)	1-13	1-16	7-21	12-25	15-23		
医療職俸給表(三)	2-24	7-24	13-21	17-19			

ハ 自衛官俸給表の適用を受けていた職員についての表

階 級	陸 海 空		補 佐		陸 海 空		陸 海 空		陸 海 空		陸 海 空	
	陸	海	空	陸	海	空	陸	海	空	陸	海	空
自衛官俸給表	1-10	1-12	1-13	1-15	1-15	1-15	5-16	8-19	8-19	10-15		

備考 本表中「1-13」等とあるのは、「1号俸から13号俸までの号俸」等を示す。

昭和三十三年十二月十八日 参議院會議録第五号 議事日程追加の件 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

三木與吉郎君登壇、拍手
○三木與吉郎君 たいだいま議題となりました三法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、一般職の職員に給する法律の一部を改正する法律について申し上げます。

本法法律案は、本年八月十日の人事院勧告に基づき、一般職の国家公務員の給与について、第一に、全俸給表の全等級を通じて、俸給月額を現行の俸給月額より平均六・七%増額すること。第二に、事務次官等の給与は特号俸を設け、一官一給の体系とすること。第三に、通勤手当の支給限度額を九百円に引き上げること。第四に、十二月に支給する期末手当、三月に支給する勤怠手当の額をそれぞれ〇・一月分増加すること等の改正を行なうとするものであります。

次に、特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員に給する法律案の一部改正に伴い、それぞれ特別職の職員及び防衛庁の職員に給するについて所要の改正を行なうとするものであります。

内閣委員会におきましては、人事院の民間給与調査における官民の職種別対応関係、今回の給与改定における上下の較差、標準生計費と俸給表との関係、物価の上昇と給与改定率との関係、事務次官等の給与を一官一給と制とした理由と、これが現行八等級制の給与体系に及ぼす影響、行政職俸給表(二)の改善問題(行政職俸給表)と他の俸給表との均衡、通勤、扶養、暫定、住宅、初任給調整、寒冷地等の諸手当の今後の措置に関する人事院の所見、特別職の給与改定の基準等のほか、特に、最近、給与改定の実施時期が、人事院勧告と異なり十月一日となつてゐるといふ点について、熱心な質疑応答

が重ねられました。その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鶴岡委員より、一般職の給与引き上げ率が低過ぎること及び人事院勧告の実施時期が本年も守られていないこと等の理由により、三法律案に反対する旨、自由民主党を代表して石原委員より、人事院に対する要望を述べて三法律案に賛成する旨、公明会を代表して鬼木委員より、給与の引き上げが物価の上昇に見合わないこと、実施時期がおくれていること等の理由をあげて、三法律案に反対する旨、民主社会党を代表して向井委員より、給与改定の内容に不備があること及び実施時期について人事院勧告が尊重されていないこと等の理由により、三法律案に反対する旨、それぞれ発言がなされました。

討論を終り、三法律案について順次採決いたしましたところ、いずれも多数をもって原案とおりの可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。三案全部の問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて三案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上兩案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。法務委員長中山福蔵君。

「審査報告書は都合により追録に掲載」
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年十二月十四日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第二条の二中「別表の判事の最高額を三十一号に、その最高額を「一」号の報酬月額」に改める。
第九条第一項中「特別職の職員に給する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第十五号までに掲げる者の例に準じ」の下に、「第十五号に定める報酬月額」の報酬又は特号の報酬を受ける判事には、一般職の職員に給する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第六条の二第一項の規定に基づく人事院規則で指定する官職を占める者の例に準じ」を加え、「一般職の職員に給する法律(昭和二十五年法律第九十五号)による」を削り、同条第二項中「高等裁判所長官」の下に「及び第十五号に定める報酬月額」の報酬又は特号の報酬を受ける判事」を加える。

第十五条中「十一万五千八百円」を「十七万円」に、「七万六千九百円」又は「六万七千三百円」を「八万二千二百円」又は「七万一千六百円」に、「十万二千二百円」を「十二万二千二百円」に改める。

別表
「十七万円」に、「七万六千九百円」又は「六万七千三百円」を「八万二千二百円」又は「七万一千六百円」に改める。別表を次のように改める。

区 分	判 事									
	特 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号
最高裁判所長官										
最高裁判所判事										
東京高等裁判所長官										
その他の高等裁判所長官										
判 事 補										
十 号										
九 号										
八 号										
七 号										
六 号										
五 号										
四 号										
三 号										
二 号										
一 号										
七 号										
六 号										
五 号										
四 号										
三 号										
二 号										
一 号										
特 号										

昭和三十八年十二月十八日 参議院會議録第五号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

別表

区	分	俸給月額
検事総長	三〇〇,〇〇〇円	
次長	二〇〇,〇〇〇円	
東京高等検察庁検事長	二二〇,〇〇〇円	
その他の検事長	二〇〇,〇〇〇円	
特	一六〇,〇〇〇円	
一	一一三,七〇〇円	
二	一一〇,二〇〇円	
三	一一六,三〇〇円	
四	一〇九,〇〇〇円	
五	一〇一,六〇〇円	

簡易裁判所判事

一	九四,二〇〇円
二	八五,六〇〇円
三	八二,一〇〇円
四	七二,六〇〇円
五	六四,四〇〇円
六	五七,三〇〇円
七	五二,〇〇〇円
八	四七,三〇〇円
九	四三,九〇〇円
十	四〇,八〇〇円
十一	三六,九〇〇円
十二	三一,〇〇〇円
十三	二九,六〇〇円
十四	二六,三〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

2 裁判官が昭和三十八年十月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年十二月十四日
参議院議長 船田 中
参議院議長重宗雄三殿

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「特別職の職員」の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第一条第一号から第十五号までに掲げる者の例により」の下に、「特号の俸給を受ける検事については、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九

検事

六	九四,二〇〇円
七	八五,六〇〇円
八	八二,一〇〇円
九	七二,六〇〇円
十	六四,四〇〇円
十一	五七,三〇〇円
十二	五二,〇〇〇円
十三	四七,三〇〇円
十四	四三,九〇〇円
十五	四〇,八〇〇円
十六	三六,九〇〇円
十七	三一,〇〇〇円

第十五号)第六条の二第一項の規定に基づき人事院規則で指定する官職を占める者の例により」を加え、「一般職の職員」の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)による」を削り、同条第二項中「検事長」の下に「及び特号の俸給を受ける検事」を加える。

第二条の二「その最高額を」を「一号の」に、「その最高額を」を「一号の俸給月額を」に改める。

第四条中「扶養手当」の下に「及び期末手当」を加える。

第九条中「七万六千九百円又は六万七千三百円」を「八万二千五百円又は七万一千六百円」に改める。

別表を次のように改める。

昭和三十八年十二月十八日 参議院會議録第五号 議事日程追加の件 恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願外三十六件の請願 議事日程追加の件 三井三池炭 七八

十	八	号	二九、六〇〇円
十	九	号	二六、三〇〇円
一	号	六四、四〇〇号	
二	号	五七、三〇〇円	
三	号	五二、〇〇〇円	
四	号	四七、三〇〇円	
五	号	四三、九〇〇円	

副	六	号	四〇、八〇〇円
檢	七	号	三六、九〇〇円
事	八	号	三一、〇〇〇円
	九	号	二九、六〇〇円
	十	号	二六、三〇〇円
	十一	号	二四、三〇〇円
	十二	号	二四、〇〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

2 検察官が昭和三十八年十月一日以後の分として支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

3 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「及び暫定手当」を「暫定手当」に改める。

〔中山福蔵君登壇、拍手〕

○中山福蔵君 たいだいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を一括御報告申し上げます。

右の二法案は、人事院勧告の趣旨にかんがみ、すでに提出されている一般職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律案、並びに特別職の職員に給与に関する法律の一部を改正する

法律案の、それぞれの例に準じて、裁判官の報酬及び検察官の俸給等を増加改善しようとするものであります。

委員会は、十二月十二日提案理由説明を聴取した後、十二月十八日質疑を終了し、討論に入り、直ちに一括採決いたしましたところ、多数をもって原案とおりに可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって両案は、可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、内閣委員長報告にかかわる恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願外三十六件の請願を一括して議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長三木與吉郎君。

恩給、年金等受給者の処遇改善に関する請願(二十三件)

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金増額に関する請願(四件)

元南滿州鉄道株式会社職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願(九件)

北海道開発局の職員定数増加に関する請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔三木與吉郎君登壇、拍手〕

○三木與吉郎君 たいだいま議題となりました恩給、共済関係の請願三十二件、行政、組織関係の請願一件、防衛関係の請願四件、以上合計三十七件の請願は、いずれも願意妥当と認め、議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告のとおり採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、石炭対策特別委員長報告にかかわる三井三池炭じん爆発事故の責任追求及び人命保全に関する請願を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長長の報告を求めます。石炭対策特別委員長岸田幸雄君。

三井三池炭じん爆発事故の責任追求及び人命保全に関する請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔岸田幸雄君登壇、拍手〕

○岸田幸雄君 たいだいま議題になりました請願について、石炭対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本委員会におきましては、付託された、三井三池炭じん爆発事故の責任追求及び人命保全に関する請願について慎重審査の結果、願意おおむね妥当なものとして認め、採択し、これを議院の会議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。本請願は、委員長報告のとおり採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって本請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後六時七分休憩

午後六時三十四分開議

○議長(重宗雄三君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

〔参事朗読〕

本日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は直ちにこれを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

国会職員法の一部を改正する法律案

本日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は直ちにこれを議院運営委員会に付託した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

関する法律等の一部を改正する法律案
国会職員法の一部を改正する法律案
本日委員長から左の報告書が提出された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書
国会職員法の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案、
国会職員法の一部を改正する法律案、

(いずれも衆議院提出)
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長長田中茂穂君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十八年十二月十八日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律

第一条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第九条中「通信をなすため、通信費として月額五万円」を「通信をなす等のため、通信交通費として月額十万円」に改める。

第十一条中「通信交通費」を「通信交通費」に改める。

第十一条の二第一項前段中「それぞれその前日」の下に「以下これらの日について規定している場合について同じ」を加え、同項後段中「任期が満限に達し、」を削り、「死亡し、又は衆議院の解散により任期が終了した」を「又は死亡し」に改め、同条第二項中「任期満限、」を削り、「死亡」又は衆議院の解散による任期終了」を「又は死亡」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、任期満限の日又は衆議院の解散による任期終了の日(在職した各議院の議長、副議長及び議員で当該任期満限又は衆議院の解散による選挙により再び各議院の議員となつたもの)の受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き国会議員の職にあつたものとする。

第十一条の二に次の一項を加える。

3 第十一条の四の規定により期

末手当を受けた各議院の議長、副議長及び議員が第一項の規定による期末手当を受けることとなるときは、これらの者の受ける同項の規定による期末手当の額は、前項の規定により受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同条の規定により受けた期末手当の額が前項の規定による期末手当の額以上である場合には、第一項の規定による期末手当は支給しない。

第十一条の三を第十一条の五とし、第十一条の二の次に次の二条を加える。

第十一条の三 六月一日から六月十四日までの間又は十二月一日から十二月十四日までの間に、各議院の議員の任期が満限に達し、又は衆議院の解散によりその任期が終了したときは、その任期満限の日又は衆議院の解散による任期終了の日(在職する各議院の議長、副議長及び議員は、六月十五日又は十二月十五日にそれぞれ在職したものとみなし、前条の期末手当を受ける。

第十一条の四 六月十六日から十一月三十日までの間又は十二月十六日から五月三十一日までの間に、各議院の議員の任期が満限に達し、又は衆議院の解散によりその任期が終了したときは、その任期満限の日又は衆議院の解散による任期終了の日(在職する各議院の議長、副議長及び議員は、六月十六日又は十二月十六日からそれぞれその任期満限の日又は衆議院の

解散による任期終了の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて第十一条の二第二項の規定により算出した金額を、期末手当として受ける。

(国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律の一部改正)

第二条 国会閉会中委員会が審査を行う場合の委員の審査雑費に関する法律(昭和三十三年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

本則第一項中「四万五千元」を「六万円」に改める。

(国会議員の秘書の給数等に関する法律の一部改正)

第三条 国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「三万五千九百元」を「三万八千五百円」に、「一万八千三百円」を「一万九千六百三十円」に改める。

第三条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、議員の任期が満限に達した日又は衆議院が解散された日に在職した国会議員の秘書でその満限に達した日又は解散の日から起算して四十日以内に再び国会議員の秘書となつたもの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、その者は引き続き国会議員の秘書の職にあつたものとする。

解散による任期終了の日までの期間におけるその者の在職期間に

第四条第二項各号列記以外の部分中(三月十五日に在職する者が受けるべき勤勉手当の額については、次に掲げる割合に三分の二を乗じて得た割合)を削る。

第五条の二第二項中「議員の任期満了による選挙がその任期の終る日の前に行われた場合において国会議員の秘書として引き続き在職するもの」を「再び国会議員の秘書となつたもの」に改め、同条第三項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十八年十月一日から適用する。

2 昭和三十八年十月一日からこの法律の施行の日までの間に、改正前の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて各議院の議長、副議長及び議員に支払われた歳費、期末手当及び通信費又は改正前の国会議員の秘書の給料等に関する法律の規定に基づいて国会議員の秘書に支払われた給料、期末手当及び勤勉手当は、それぞれ改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定による歳費、期末手当及び通信交通費又は改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律の規定(次項の規定を含む)による給料、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。

3 改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律(以下「新給料法」といふ)第一条の規定による給料月額(以下「新給料月額」といふ)を基礎として改正前の国会議員の

昭和三十八年十二月十八日 参議院会議録第五号 議事日程追加の件 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件

昭和三十三年十二月十八日 参議院會議録第五号 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 議事日程追加の件 委員会の審査を
閉会中も継続するの件

秘書の給料等に関する法律(以下「旧給料法」という。第五条の第二項の規定を適用して計算した昭和三十三年十月二十三日の衆議院の解散に係る期末手当(以下「解散手当」という。)の額と、新給料月額を基礎として旧給料法第三条及び第五条の第二第三項の規定を適用して計算した同年十二月十四日を支給期日とする期末手当(同日前一月以内に退職し、又は死亡した者に係る期末手当を含む。以下「年末手当」という。)の額との合計額が、新給料法の規定を適用して計算した当該解散手当の額及び当該年末手当の額の合計額をこえることとなる国会議員の秘書については、新給料法の規定にかかわらず、当該解散手当の額は新給料月額を基礎として旧給料法第五条の第二項の規定を適用して計算した額とし、当該年末手当の額は新給料月額を基礎として旧給料法第三条及び第五条の第二第三項の規定を適用して計算した額とする。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、昭和三十三年度において約三億三千八百万円である。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
国会議員法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十三年十二月十八日
衆議院議長 船田 中
参議院議長 重宗雄三殿

国会職員法の一部を改正する法律案
国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第六条中「国立国会図書館の館長及び副館長」を「国立国会図書館の館長、副館長及び専門調査員」に改める。
第十六条及び第二十八条中「国立国会図書館の館長」の下に「及び専門調査員」を加える。

附則
この法律は、昭和三十三年一月一日から施行する。
〔田中茂穂君登壇、拍手〕
○田中茂穂君 ただいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。
まず第一に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正でありますが、議員が受ける「通信費」を「通信交通費」に改めるとともに、現行月額「五万円」を「十万円」に改訂し、また、国会議員の期末手当の支給に關し特例を設けようとするものであります。すなわち、任期満了または衆議院の解散の場合には、それぞれその日までの在職期間に応じた割合で計算した期末手当を受けるとし、選挙の結果再選された議員で期末手当支給日に在職する者は、選挙前の議員の任期に引き続き在職したものとみなし、さらに任期満了または衆議院の解散の際に受けた期末手当との差額を受けられることとしたておられます。また、期末手当支給日以前十四日以内に議員の任期が満了に達し、あるいは衆議院の解散があった場合には、その日をもって期末手当支給日に在職したものとみなして期末手当を受けられるよう規定するほか、これに関連する必要な調整規定を設けております。

第二に、国会閉会中、委員会が審査を行なう場合の委員の審査雑費に関する法律の一部改正であります。これは審査雑費の月額現行四万五千円を六万円に改めようとするものであります。

第三に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正であります。これは、秘書の給料月額三万五千九百円を三万八千五百円に、一万八千三百円を一万九千六百三十円に、それぞれ増額することとし、期末手当に關して

は議員と同様の趣旨の特例を設けるとともに、勤勉手当の支給額についても政府職員と同様の増額をしようとするものであります。
なお、この法律は公布の日から施行し、昭和三十三年十月一日から適用することになっております。

次に、国会職員法の一部を改正する法律案について申し上げます。
国立国会図書館の専門調査員は、その任用のための資格及び職務の内容が、事務局の常任委員会調査室長である専門員とはほぼ同様であり、両者に別段の相違は認められませんので、この際、図書館の専門調査員の身分を、常任委員会の専門員と同様に、国会職員中の一般職から特別職にしようとするものであります。専門員等の例にならぬ、国会職員法中、「異動」、「分限及び保障」及び「懲戒」に関する諸規定の適用から除外することにいたしております。

なお、この法律は昭和三十三年一月一日から施行することになっております。

議院運営委員会におきましては、審査の結果、両案とも全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。
両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、委員会の審査を閉会中も継続するの件を議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よって本件は委員長要求のとおり決しました。

これにて散会いたします。
午後六時四十一分散会

出席者は左のとおり。
議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君

議員
森 八三三君 渋谷 邦彦君
牛田 寛君 植木 光教君
八木 一郎君 林 塩君
山高しげり君 鬼木 勝利君
石田 次男君 野知 浩之君
二木 謙吾君 大竹平八郎君
鈴木 一弘君 中尾 辰義君
鳥島徳次郎君 青田源太郎君
赤間 文三君 加賀山之雄君
浅井 亨君 北條 鶴八君
鈴木 恭一君 森部 隆輔君
堀本 宜実君 奥 むめお君

昭和三十三年十二月十八日 参議院會議録第五号

和泉 覚君	柏原 ヤス君	北畠 教真君	金丸 富夫君
上原 正吉君	野本 品吉君	櫻井 志郎君	小西 英雄君
松平 勇雄君	最上 英子君	柴田 栄君	大谷藤之助君
市川 房枝君	二宮 文造君	江藤 智君	稻浦 鹿藏君
小平 芳平君	岩沢 忠恭君	石井 桂君	吉江 勝保君
河野 謙三君	三木與吉郎君	塩見 俊二君	井上 清一君
村上 義一君	白木義一郎君	岡村文四郎君	加藤 武徳君
辻 武寿君	原島 宏治君	劔木 亨弘君	梶原 茂嘉君
石原幹市郎君	野田 俊作君	高野 一夫君	吉武 恵市君
木暮武太夫君	太田 正孝君	高橋 衛君	草葉 隆圓君
笹森 順造君	中上川アキ君	増原 恵吉君	小柳 牧衛君
北口 龍徳君	鈴木 一司君	中山 福蔵君	田中 啓一君
沢田 一精君	源田 実君	林屋亀次郎君	那 祐一君
栗原 祐幸君	熊谷太三郎君	安井 謙君	高橋進太郎君
久保 勘一君	川野 三曉君	青木 一男君	鹿島守之助君
亀井 光君	坪山 徳弥君	木村篤太郎君	津島 壽一君
石谷 憲男君	植垣弥一郎君	追水 久常君	斎藤 昇君
岸田 幸雄君	谷村 貞治君	小宮市太郎君	矢山 有作君
徳永 正利君	中野 文門君	野々山一三君	柳岡 秋夫君
豊田 雅孝君	天坊 裕彦君	長谷川 仁君	瀬谷 英行君
竹中 恒夫君	鈴木 万平君	稻葉 誠一君	吉田忠三郎君
西田 信一君	村上 春蔵君	渡辺 勘吉君	村山 道雄君
山下 春江君	山本 利壽君	田中 清一君	林 虎雄君
大谷 賛雄君	館 哲二君	大森 創造君	豊瀬 禎一君
佐藤 芳男君	青柳 秀夫君	鶴岡 哲夫君	佐藤 廣君
平島 敏夫君	鍋島 直紹君	後藤 義隆君	林田 正治君
堀 末治君	藤野 繁雄君	武内 五郎君	柴谷 要君
新谷寅三郎君	西郷吉之助君	小柳 勇君	大矢 正君
紅露 みつ君	木内 四郎君	北村 暢君	横山 フク君
杉原 荒太君	田中 茂徳君	前田 久吉君	白井 勇君
小林 英三君	植竹 春彦君	伊藤 顕道君	光村 甚助君
平井 太郎君	西川甚五郎君	大河原 次君	秋山 長造君
井野 碩哉君	天埜 良吉君	岡 三郎君	村松 久義君
鹿島 俊雄君	川上 為治君	大倉 精一君	松澤 兼人君
松野 孝一君	野上 進君	藤田藤太郎君	中村 順造君
温水 三郎君	山崎 斉君	下村 定君	小山邦太郎君
丸茂 重貞君	日高 広為君	古池 信三君	小沢久太郎君
山本 杉君	米田 正文君	田中 一君	加藤シツエ君
谷口 慶吉君	木島 義夫君	木村禮八郎君	阿部 竹松君

戸叶 武君	久保 等君
岩間 正男君	須藤 五郎君
野坂 参三君	鈴木 市蔵君
小林 武君	松本 賢一君
佐野 芳雄君	杉山善太郎君
高山 恒雄君	野上 元君
安田 敏雄君	千葉千代世君
山本伊三郎君	基 政七君
横川 正市君	鈴木 強君
相澤 重明君	鈴木 壽君
占部 秀男君	森 元治郎君
田上 松衛君	向井 長年君
米田 勲君	藤田 進君
亀田 得治君	加瀬 完君
阿具根 登君	近藤 信一君
田畑 金光君	天田 勝正君
永岡 光治君	成瀬 幡治君
中田 吉雄君	小酒井義男君
佐多 忠隆君	藤原 道子君
中村 正雄君	村尾 重雄君
椿 繁夫君	大和 与一君
岡田 宗司君	松本治一郎君
千葉 信君	羽生 三七君
赤松 常子君	曾祢 益君
内閣総理大臣	池田 勇人君
法務大臣	賀屋 興宣君
外務大臣	大平 正芳君
大蔵大臣	田中 角榮君
文部大臣	灘尾 弘吉君
厚生大臣	小林 武治君
農林大臣	赤城 宗徳君
通商産業大臣	福田 一君
運輸大臣	綾部健太郎君
郵政大臣	古池 信三君
労働大臣	大橋 武夫君
建設大臣	河野 一郎君
自治大臣	早川 崇君
国務大臣	佐藤 榮作君

国務大臣	福田 篤泰君
国務大臣	宮澤 喜一君
国務大臣	山村新治郎君
政府委員	
内閣官房長官	黒金 泰美君
総理府総務長官	野田 武夫君
経済企画 政務次官	倉成 正君
科学技術庁 長官官房長	江上 龍彦君
法務政務次官	天埜 良吉君
大蔵政務次官	斎藤 邦吉君
農林政務次官	松野 孝一君
通商産業 政務次官	竹下 登君
運輸政務次官	田邊 國男君
労働政務次官	蔵内 修治君
建設政務次官	嶋田 宗一君

認規定と解される。従つて、右に關する訴訟は、不服申立に対する決定又は裁決を離ない限り出訴することができないのであつて（不服申立前置主義）、行政事件訴訟法第八條第二項の規定を排除している趣旨と解するがどうか。

昭和三十三年十二月十三日
内閣総理大臣 池田 勇人
参議院議長 瀬谷 英行 三殿

参議院議員 瀬谷 英行 君提出 地方自治法における争訟に關する質問に對する答弁書

地方自治法第二百五十五條の四に規定する争訟のうち市町村の境界に關する裁定等に關する効力を争う訴訟は、別表のとおり不服の申立てに對する決定、裁決等に不服がある者に對してのみ認められてゐるものである。第二項が適用される余地はない。

しかし、選挙管理委員会において行なう資格の決定に關する効力を争う訴訟については、行政事件訴訟法第八條第二項の適用があるものと解する。

なお、前段の場合においては、地方自治法第二百五十七條第二項の適用がある。

昭和三十一年十二月十八日 参議院會議録第五号

別表

事項	提起期間	管轄裁判所
1 市町村の境界に 関する裁 定	裁定書又は決定書の交付 を受けた日から三〇日以内 (自治法九〇、九の二④)	三つの管内 に 取消 訴訟 に 月
2 市町村 の境界の 確定	(一) 調停又は裁定に適用しな いと認め関係市町村に通 知したとき(自治法九〇 前段) (二) 調停又は裁定の申請の 日から九〇日以内に調停 に付されないときもしくは 調停により確定しな いとき又は裁定がないとき (同後段)	管轄する の 地 裁 判 所 の 行 政 所
3 直接請 求の署名 簿	(一) 選挙の決定のあつた日 から一四日以内(自治法 七四の二⑧前段) (二) 選挙の裁決書の交付を 受けた日から一四日以内 (同条④)	(一) 選挙の 管轄する の 地 裁 判 所 の 行 政 所
4 解散、 解職の投 票、解職 の議決	3に同じ	3に同じ
5 議会で 行なう選 挙、決定	自治大臣又は都道府県知 事の裁決のあつた日から二 日以内(自治法一一八⑤)	管轄する の 地 裁 判 所 の 行 政 所
6 再選 挙、再選 議	自治大臣又は都道府県知 事の裁決のあつた日から六 〇日以内(自治法一七六⑦)	管轄する の 地 裁 判 所 の 行 政 所
7 住民の 賛否投票	決定書もしくは裁決書の 交付を受けた日又は決定書 もしくは裁決書の要旨の告 示の日から三〇日以内(公 選法二〇三①二〇七①)	管轄する の 地 裁 判 所 の 行 政 所

参議院會議録第四号中正誤

- 一 段 行 誤 正
- 二 三 終り 二 忘れて 忘れ
- 三 四 一六 家計簿 家計簿
- 四 四 終り 二 引き上げ引 引き上げ措
- 五 一 わかって かわって

明治三十五年第三種郵便物認可
三月二十一日

定価 一部 十五円
(たし上頁紙は二十円)
(送料とも)

発行所 東京都港区赤坂表町二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 秀一

官報 代代代